

RA'-0152

0195

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0003

政令第百三十三号
内閣は、外務省設置法（昭和二十四年法律第二百三十五号）第十
九條の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 地方連絡協議会令
第一條 地方連絡協議会（以下「協議会」という。）は、各連絡
の事務局に對応する連合国官憲との連絡に關連する關係機関
の事務の緊密な連絡を図るためには、必要な事項を協議する。
2 協議会が置かれる連絡調整事務局は、外務大臣が定める。

第二條 協議会は、連絡調整事務局長及び委員三十人以内で組織
する。委員は、關係機関の職員のうちから、外務大臣が任命す
る。

第三條 委員は、非常勤とする。

第四條 協議会に、幹事を置くことができる。
幹事は、關係機関の職員のうちから、外務大臣が任命する。
幹事は、協議会の所掌事務について委員を助ける。

第五條 協議会に、幹事を置くことができる。
幹事は、關係機関の職員のうちから、外務大臣が任命する。

第六條 協議会の庶務は、協議会が置かれる連絡調整事務局におい
て處理する。

第七條 前各條に定めるものを除く外、議事の手続その他の協議会の
運営に關し必要な事項は、会長が定める。

附則一
この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

0004

4/10.10
2013.1.12

終連總務課

涉第六五號

昭和二十一年三月十三日

富山縣知事 田中啓一

終戰連絡中央事務局長殿

地方終戰連絡機構變更二閑スル件

標記ノ件左記ノ通り變更致候條御了承相成度

此段及報告候也

記

一、富山縣涉外事務局高岡支局ハ一月十五日限り之ヲ閉鎖ス

一、高岡地區在聯合軍部隊ノ引揚三據ル

三、富山縣涉外事務局規程中左ノ通改正

富山縣

一月五日附

第四條「事務局長ハ内政部長、次長ハ無、務課長及秘書課長
一、事務局長ハ内務部長、次長ハ地方事務官タルヲ以テ

之ニ充ノ」ニ改正

云右ニ伴ヒ涉外事務局次長ニハ地方事務官山崎武則（前高岡支局
長）専任セラル

記帳
0005

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

外交史料館

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0152

0197

外務省
終戰連絡事務局

涉事一七五號

昭和二十一年八月十六日

富士縣知事

終戰連絡中央事務局長殿
名古屋終戰連絡事務局長殿
内務大臣官房文書課長殿

地方終戰連絡機構更迭する件
標記、件、同、八月十日付左記、通り更ありふるを以て報告す。

一處務規定、一部改正せられ「涉外事務局」を
廢止、「涉外課」を新設

二、涉外課長 涉外事務官(二級) 級異種二

外務省
終戰連絡事務局
六
號

0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0152

0198

0007

富山縣廳達茅七十一號

廳 中 一 般

富山縣處務規程、一部を次、やうに改
正する。

昭和二十一年八月十日

富山縣知事 石丸敏次

第一條 内務部分課中「保險課」の次に「涉
外課」を加へる。

富 山 縣

分掌事項」、次に「涉外課分掌事項」を

次、通知へる。

- 一 涉外應接に関する事項
- 二 聯合國進駐軍及終戰連絡事務局ニ、連絡に関する事項
- 三 通訳及翻訳に関する事項
- 四 其他涉外事務に関する他課、主掌事項せざる事項

達廿八号

知事官房

内務部

教育民生部

經濟部

土木部

警察部

兵庫縣處務規程中压一通ノ改正ニ昭和二十一年四月一日

ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年四月一日

兵庫縣知事岸田幸雄印

第二條省略

0200

0009

0008

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA' -0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0010

事項
大賊合國駐屯軍経費及武器彈薬處理支拂二事項

事項
第四條、三 事務局二局長、次長各一人又参考四人
置キ局長ハ内務部長、次長ハ官房主事ヲ以テ之
ニシテ參予ハ教育民食、經濟、工本、外務、警察、若
部長ヲ以テ之ニ充フ

局長ハ知事、弁チ承ケ涉外事務ヲ掌理ス

RA'-0152

0201

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

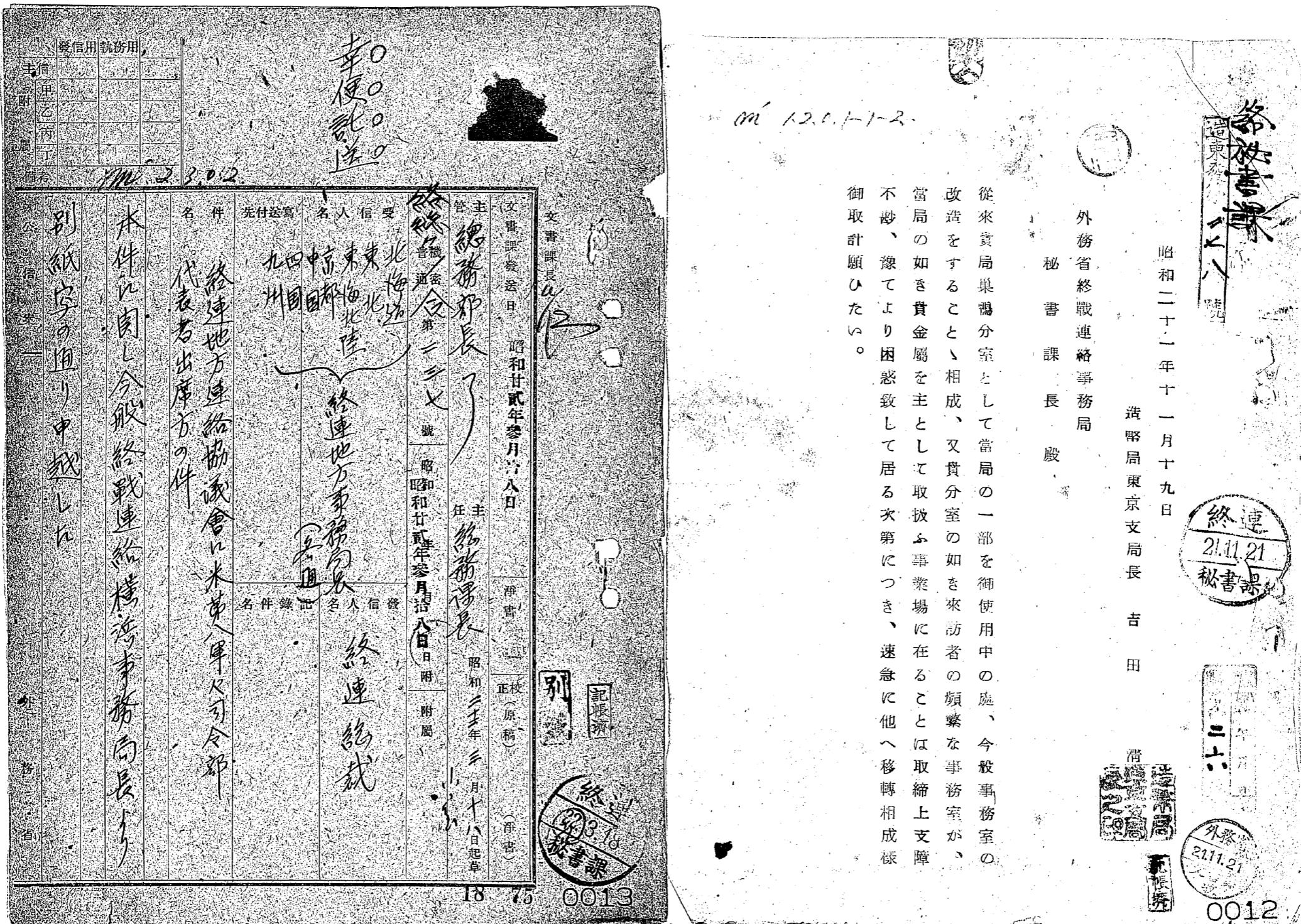
國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0011

涉外事務局事務分担表	
○ 経理係	八一五四三六一 企画反人事ニ関スル事項 規接事務局内連絡統轄ニ関スル事項 他文書收其他関スル事項 所管外事項
○ 評價係	七六五四三二一 輸衛民教非不保送生政育高運動産運各關スル事項 接收入物件價格評價ニ関スル事項 進駐軍使用土地建物使用料評價ニ関スル事項 各種補償費評價ニ関スル事項 耗品常備者及通譯事項
○ 保安及輸送	七六五四三二一 各移營事務局予算並支出し 駐武官室及事務費綠經理支辨ニ関スル事項 進駐軍常備者及勞務者ニ関スル事項 常備者及通譯監督
○ 淨書係	五四三二一 建築及全補修工事ニ関スル事項 瓦斯工事ニ関スル者事項 電氣工事ニ関スル事項 施設全般ニ関スル事項
○ 食糧係	五四三二一 建物建築及全補修工事ニ関スル事項 土木工事ニ関スル事項 其電氣工事ニ関スル者事項 施設全般ニ関スル事項
○ 施設係	五四三二一 鐵維製品其他ニ関スル事項
○ 勞務係	五四三二一 建築及其他工事用資材ニ関スル事項 燃料ニ関スル事項 日用器類ニ関スル事項 織維製品其他ニ関スル事項
○ 資材係	五四三二一 鐵維製品其他ニ関スル事項
○ 税務係	八一五四三六一 企画反人事ニ関スル事項 規接事務局内連絡統轄ニ関スル事項 他文書收其他関スル事項 所管外事項

RA'-0152

0202



RA'-0152

0203

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0204

0014

就ては本件趣旨に依る會議開催の場合は多方
及早機密に前慮し速結せられんやう致した
本信宛先 北海道 東北 東海 北陸 都 都
中國 四国、九州各事務局
(別紙 機密事務局長未定 三月十二日附檄密
第一回ノテ 完成の上 捧付シ)

公 信 案

昭和廿年參月拾貳日

總裁 吉田 茂殿



0015

終邊機密第一回号
終邊機密協議会に米第八軍司令部代表者
出席方の件
本月初長野市に於て開東信越地方の地方廳隊外謀長
令係(以降)は特に第八軍之政部より幹部將校數名の
出席を得又長野軍政部・隊長等出席し日米合同
會議の形式にて一大の成果を收め大事は既報(直
り)ナシ(三月十日附機密第一回号参照)。

RA'-0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

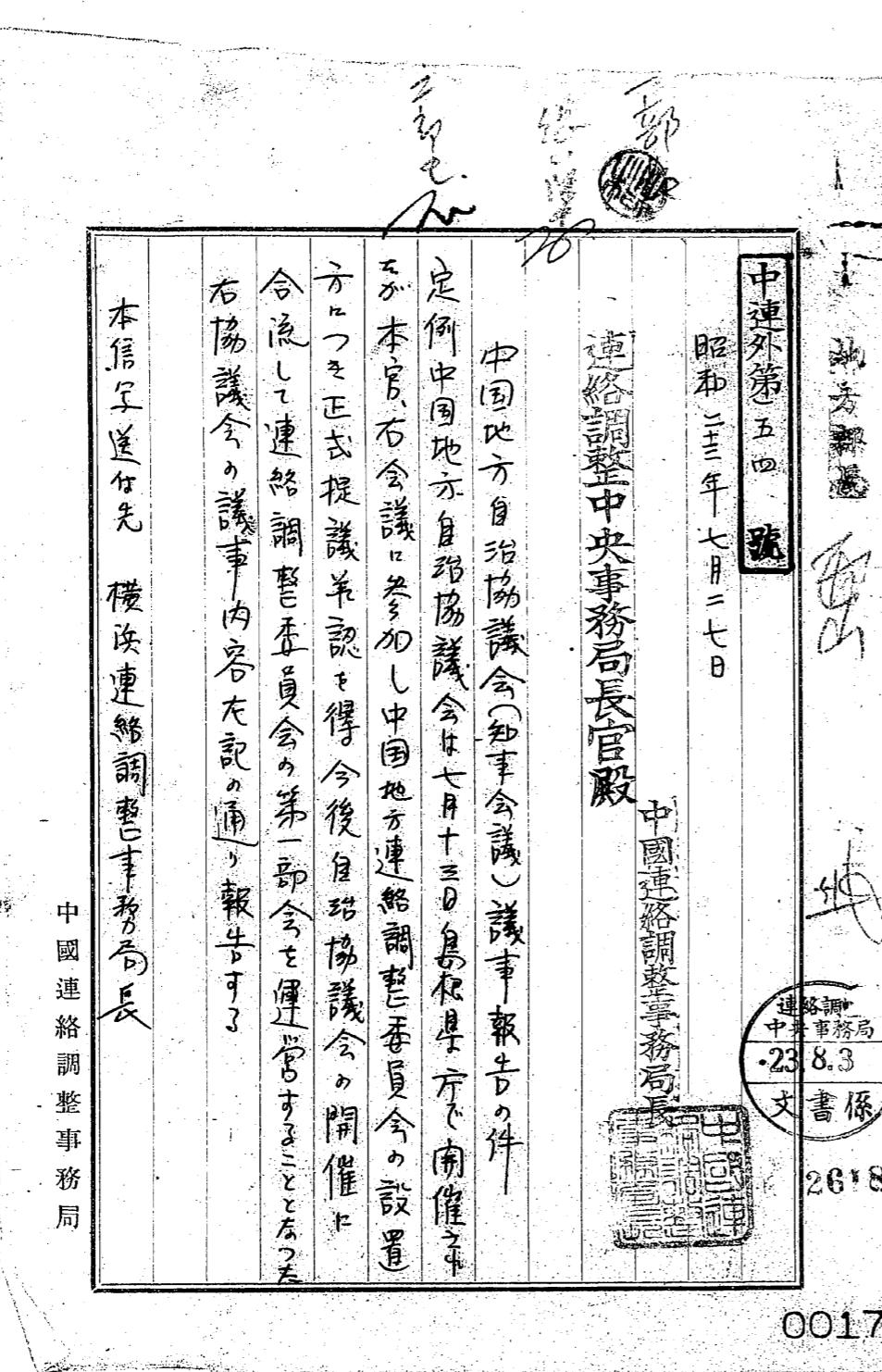
國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0205

0016

右の開令後北海道、東北、東海以降、近畿、中京、四国、九州等各地方に於て同様の令紙開催方付印内示が
あつた。小官三月十日第ハ軍司令部軍政部久義、大佐
大佐と號す。演同大佐は今田長野令紙の成程不大き
善。其他、地城化於レガナリ。令紙を備す場合日同様
同紙以御より代表者を派遣一得ヤ。唯事前相商前度
以換紙行運セリ。連絡不得役ノ又換紙行運セリ。今
則同様代表派遣を希望ス。旨承。大。
就右各地城に於て順次開催方付印是事、上開傳予走
シ。開一當方へ連絡方付取計。併願。大一。

0017



RA'-0152

0018

中國地方自治協議會は七月十三午前十時より鳥取縣議會議事堂で開催されたが主な出席者は左の通りである。

1. 自治協議會
 廣島縣 楠瀬知事 和田副知事
 岡山縣 西岡副知事
 鳥取縣 西尾知事
 鳥根縣 原知事 広瀬副知事
 建設省 末松中國四國建設局長 同深谷企畫部長
 中國地方經濟安定局 今井調整部長
 大阪宮林局 山本局長
 運輸省第三港湾局 国建設部長

中國連絡調整事務局

0019

3. 中國連絡調整事務局
 本官並びに本連絡調整官

二、年前十時協議會長楠瀬廣島縣知事の司會に附あり
 鳥根軍政部經濟課長より軍政部長代理として大要
 (1) 主食供出企画
 (2) 食料消費の合理化 (3) 農地開拓
 (4) 食料消費の合理化 (5) 鼠害昆虫駆除

(6) 一般國民の地方自治に対する関心、等の緊急事態を強調
 したる後一般の印象には軍政部に於て一切の政治をやる如く
 あることをも含むて軍政部として日本官吏並に
 援助を受ける個人に対する多種の限りの援助を與ふること
 過ぎず然も中國軍政部將校並に係官が被食生活から
 日本兩達のため寄附しゐる現状は鑑み公職にある日本官吏
 たゞたゞは宣教して國民の行動たゞべし又國民に忠誠にして又國

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0206

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0020

民の指導者たゞへしとの訓示があつた。

三、議事内容

主な議題は左の通りである。

- (一) 食糧行政上知事の権限確立について(彦島縣提出)
最近農林省及び先機閣からやとすれば知事の権限を確立し
し知事が責任を負ふ食糧行政を處理し得ざる事態に立至
てゐる点につき今般東京都知事より閣東甲信各都縣食
糧行政主管局部長の協議にて結果を基づき
行政は食糧行政につき重要な決定を行ふ場合は市の都道
府縣知事の許承のたゞに原案を作成せられたり
(四) 農林省が地方の食糧配給事務に直接関與するか如き
ことを速かに改めらるゝ度い食糧事務所が地方行政職を犯さない
こと地方府の調查資料の尊重中央作況決定委員會の

中國連絡調整事務局

0021

- 民主化食糧検査機構の地方府への移譲全國人事の任免
は知事の同意を必要とする事と並食糧計画の立案及び実施
は当地方府の権限を絶対的と尊重すること、蕷類加工及
び其の副産物の處理を御率の縣限下におくこと等吉野望
する文書を全國地方自治協議會連合會の名を以て政府に
提出したきに付運輸があつたか否に對しては中國ドロツクに於て
中央と同調する事(但公團の人事に對する干渉等については
研究すること及付運輸する事となつた。
(二) 生鮮食糧品の配給強化に伴ふ財政的措置について
(彦島縣)昨年十二月生鮮食料品緊急措置の實施され
今回また五月初の閣議決定により生鮮食料品生産出荷配給
確保強化対策が決定され強力な措置の講ぜらるゝ事になり
右は軍政部からも強く要望せられてゐる所があつて相当の興味

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0207

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0022

左計上したと施策を遂行す事加困難であるが本年は特に
地方財政逼迫のため多額の県費を計上出来なく従事
の國庫補助は三分の一であるが各島々に二十日以内に算定の
資料を協議會事務局に持寄り事務局より全額
の三分の二の補助を政府に要請することと定めた。
(三)昭和十三年度鼠害駆除費につき(高島県)
四月三十日附地方財政委員會事務局長名義にて通知
され、昭和十三年度に於ける地方財政の運用につての取
扱いに關し地方財政委員會の承認を受ける事務局にて
は左の財政措置に責任を負ふ事と定めた。
今回の鼠害駆除対策に關するは厚生省よりの通告
モリ又中國軍政部並に各地軍政部に於ける特に重要
視し居るをかねて本年また地方財政委員會の承認を受
けたものである。また地方財政委員會の承認を受けた。

中國連絡調整事務局

0023

高島の豫算措置に困難を來して居る鼠害駆除対策費とし
て島根県は八百万円、山口、岡山兩縣五百万円、廣島縣衛生
部請求額一千百三十万円となつてこれが右適當査定の上財政
委員會と厚生省に提出して承認を受ける如くする。

(四)小中學校教職員の退官退職手当等の支給につき
(鳥取県)

市町村立の小学校及び中學校の退官退職手当並びに
日直宿直等超過勤務手当の支給については小学校教育
法第五條の規定によつて設置者の負担が原則であるが昭和
二十三年度から、本省御道府県の負擔として半額を國
庫負擔とする様豫算措置を講じこれに關する法律
の制定手配中であるが、予年七月以降、本年度迄の令が
問題で設置者である市町村に於ては敗政上の關係未拂

中國連絡調整事務局

RA'-0152

8208

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0024

いに在る所が多い
教職員組合は市町村に於て支拂を交付得る場合
に是等の局は対して支拂方要求してゐるが、是に對し鳥
取縣提楽の如く本年度以前の命令つき國庫補助金
要求して承認の見込あると與はざるから法律の運前より
推定する能度で進むことに申合せがあつた
五) 総合大学設置費並立病院扩充費、起債に
ついて(鳥取県)
國に対する総合大学に対する大中の起債を認める様要望し
度りといふ、鳥取縣の提案に對して是等は概ね総合大学の
場合に高附金を方針として居り今起債問題を兩出す事
は高附金の集まりに影響あると思ふるから一意見

中國連絡調整事務局

0025

迷うことは度どある意見が強かつた
尚県立病院擴充に關する起債は之を要望する事とちつた
(六) 早宮對策について
(鳥取県)

最近の降雨に依り本間體は一應警急性がなくなり鳥取縣
知事より提案を取下取ることとなつた旨答言があつた
(七) 貿易と觀光大博覽會開催について

(鳥取縣)
十月八日より十二月迄六日間中國五県並に兵庫県を加へた。
六県の半島の高麗產佐進會が松江で行はれるのを機會
に九月十五日より十月十五日迄六日間三千万圓程度の核算で
貿易と觀光大博覽會を農林省、商工省、貿易局、
運輸省、觀光連交通公社等後援にて開催する事に至

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0026

右の松江市長より出席並に観覧者に出席の旨の後援の依頼があつた。

(1) 教育委員會について

(鳥根縣)

教育委員會法の説明聽取の文部省の會議に出席した鳥根県蒲生教育部長より、本委員會法の大要説明があり、今後同委員會の運営上最も重大な点は立候補し得る追加あり。教育組合の発言権が増大することである。

教育委員會は、縣會代表一名は参加すべし。他は委員会は教育組合より選出するべく且つ知事及教育長は委員會よりあらかじめ意見を述べた事か出来又議會は委員會提出の予算を承認決定する大半であるから今後財源問題に関し知事と教育委員會との關係は實大政治問題を起す。

中國連絡調整事務局

0027

ことと算である。從之此の裏面に開き研究を行ひ且つ教育委員會に自家的財源を持たせる問題につき中央の意見を提出することとする。

(2) 教育組合の要本に付て

(岡山県、鳥根県、山口県)

初任給引上げ、結婚渲染金、研究費、自直當直料、超過勤務手当、通勤手当、旅費、僻地手当、國内留學、制度付手情報交換、令後かかる問題に對する各県の態度は各県統一した態度を望むことを打合があつた。

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0210

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0028

(+) 麦、馬、鈴、舊、供、出、に、り、
(鳥根縣)
供出の補正があつた場合は超過供出の算定は補正量を基準とし度合との提案に対するは岡山県知事函件及農村省より
農方は報償物資は生産目標の事前割当に対するを總へ
組し補正前に保有量と割つて供出した様な場合に還元配
給をする必要については意見一致した。

(+) 其の他戦災後復興に要する國庫補助、隠匿物資
獎益金未交付問題等に付し協議があつた。
中國地方國土開発計画案中間報告並び中國四國地方建
設局等を中心として研究中であつた中國総合開發計画案
中道路河川防護港湾内水の夫を粗略概要から中間

中國連絡調整事務局

0029

の報告があり今後之等の研究を拡大促進するため中國
地方國土総合開發委員會の機構の整備案につき中國地
方經濟安定局より提案あり知事側の賛成を得て
其最終的決定は次回會議に譲ることとなつた。
四、連絡調整事務局側よりの提案及び連絡事
項

(一) 中國地方連絡調整委員會設置に付て本官より
別紙案につき説明並び中國地方連絡調整委
員會設置方提議し各知事等異議無く決
定(別途報告参照)

(二) 各地軍政部要員派遣の件
一本官より從來の經緯にて説明し今後之協力方を
依頼した。

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0211

0030

(3) <u>軍政部 國係連絡事項</u>
本官より次の諸項を連絡披露し措置を要すゞ 問題はつづき各知事の善處あるべし。
(1) 不ナイダ一軍政部長よりの要望事項
即松嶺虫の豫防の對策に萬全を期する。
(4) 軍票と向との交換比率が一對五より一對二七。 即麥向(まへむか)日本人對進駐軍の人類の比率 は一の對二五ハセントにも及ばざる狀態であるが ラホより物價騰起を招来せらる様努力せらる所。
(2) 経済關係
④ 本年度麥類及馬鈴薯の供出(食糧事務所で買上在庫量七月現在)

中國連絡調整事務局

0031

麥	馬鈴薯
廣島縣九、五 <small>八十セント</small>	三十七
岡山縣六、一	四四九
鳥根縣二三、七	五五、五
山口縣三五、〇	四五、〇
鳥取縣三、二	四九、〇

とをつてゐるが、廣島の麥と馬鈴薯、鳥根と鳥取の
麥の成績悪し、鳥根、鳥取は收穫時期あくる月度は
ある而給与は其の他の企畫に依て十二月に供出成績高
いふ様要望する。

(4) 主食の運搬方法は主事室、大体の期向課

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0212

由軍事地方軍政部口直に報告あつ度い。

(八) 生鮮食糧局の統制に付ては軍政部が恰て立体制で縣及ひ日本官憲は消極的受取の状態の觀があつたが統制の掌要性と認識の上十分の努力せんなく、特干知事は登録ライセンスを取消し得る法律上の権利があることから検察当局と監督懲罰を連絡をとり要望の開商人に對してはライセンスを發行せざる手段をとる等の方針により統制を効果的ならしむる様努力あり度い。軍政部係官の批評すれば生鮮食糧(特に魚類)の配給取締狀況に付ては山口県最も良く、次に島根県最も悪く次は岡山県なり。

島根鳥取は普通なるも未だ不充當であるとの事がある。

尚輸送証明書検査の状況に就ては山口岡山が良く

中國連絡調整事務局

0033

0032

最悪者広島縣なり、次に悪者は島根県なり、廣島県は検査者は証明書制度を知つて居る検査官屬に行幸、島根県は不明書制度を知らない者が検査を行つてゐる。

(3) 民情情報關係

現在各県に行つてゐる鼠族対策、駆除衛生キヤニバン等衛教育其の他軍政部が事實上主体となつてやつてゐる各軍事命令の成績は全くよくないようだ、あるが、未だ行け事前に宣傳を行ひ民衆の合作的の支持を確保する様努力をして欲しい。

被賃教育に付映寫機、ノルマ等更入水体制の完備となり県が向三県(山口、島根、鳥取)あるが至急整備せざる度い。

(4) 衛生關係

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0213

0034

傷兵は國立病院に於て優先權を有する事は司令部
命令違反であるから全患者は立候退院の手續とする。
(四) 其の一般情報として本官より北鮮大連等より引揚肉
題最近の労働運動の趨勢 並や系の不動産買收問
題 食糧輸入問題 等につき紹介した。
(二) 山口縣副知事よりスペイン人の土地買收問題 烏根縣
知事より重要物資調査に関する軍政部係官が調査
之が証明書を與へたかの労力烏根縣知事より自動
車徵用問題 国山県知事より軍政部要員派遣問
題に付質疑あり夫々應答した。
五、以上で概ね議事終了次回會議は八月十四日及十五日
の兩日廣島に於いて開催することに決定し五時散會。

中國連絡調整事務局

0214

RA'-0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

北海道在地力運営委員会資料第五号

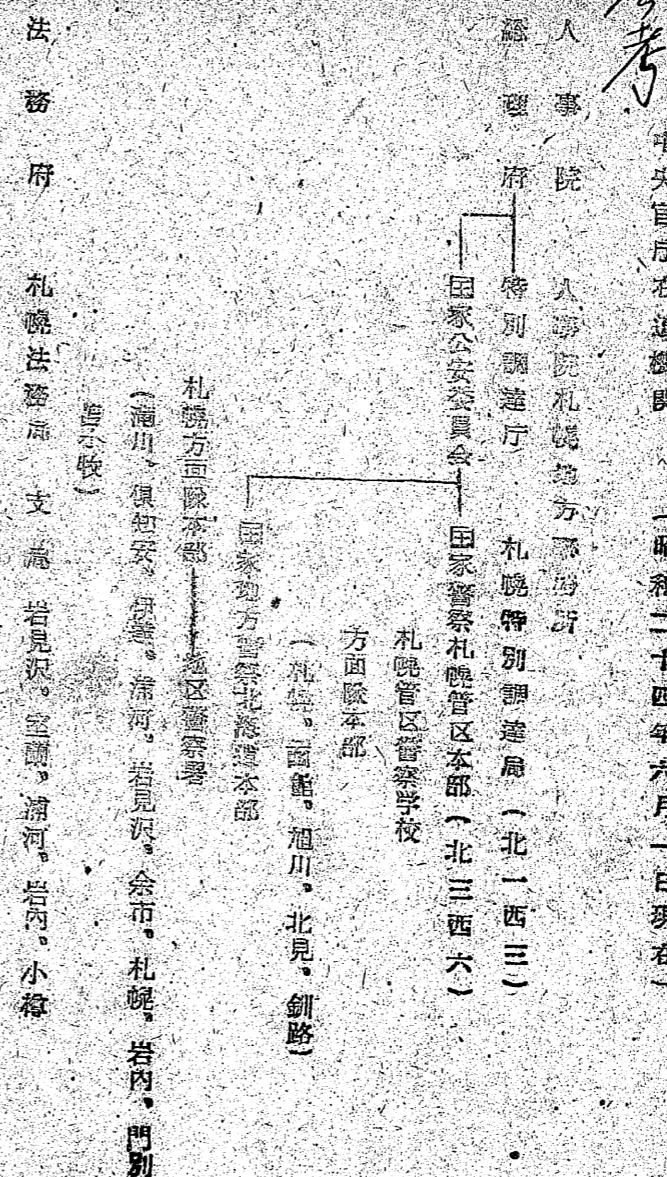
中央官廳在道機關 (昭和二十四年六月一日現在)

0035

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



RA'-0152

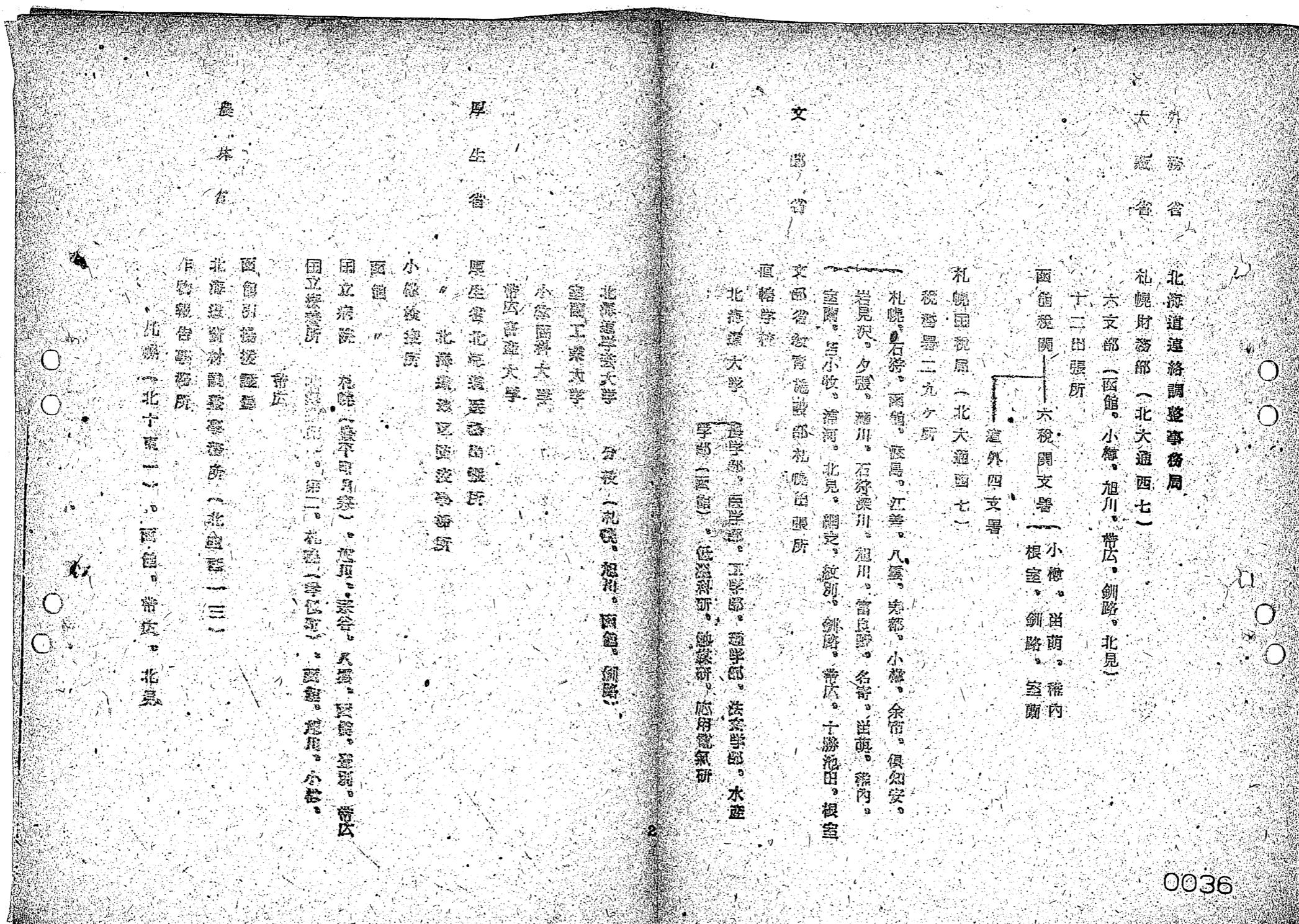
0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0036



RA'-0152

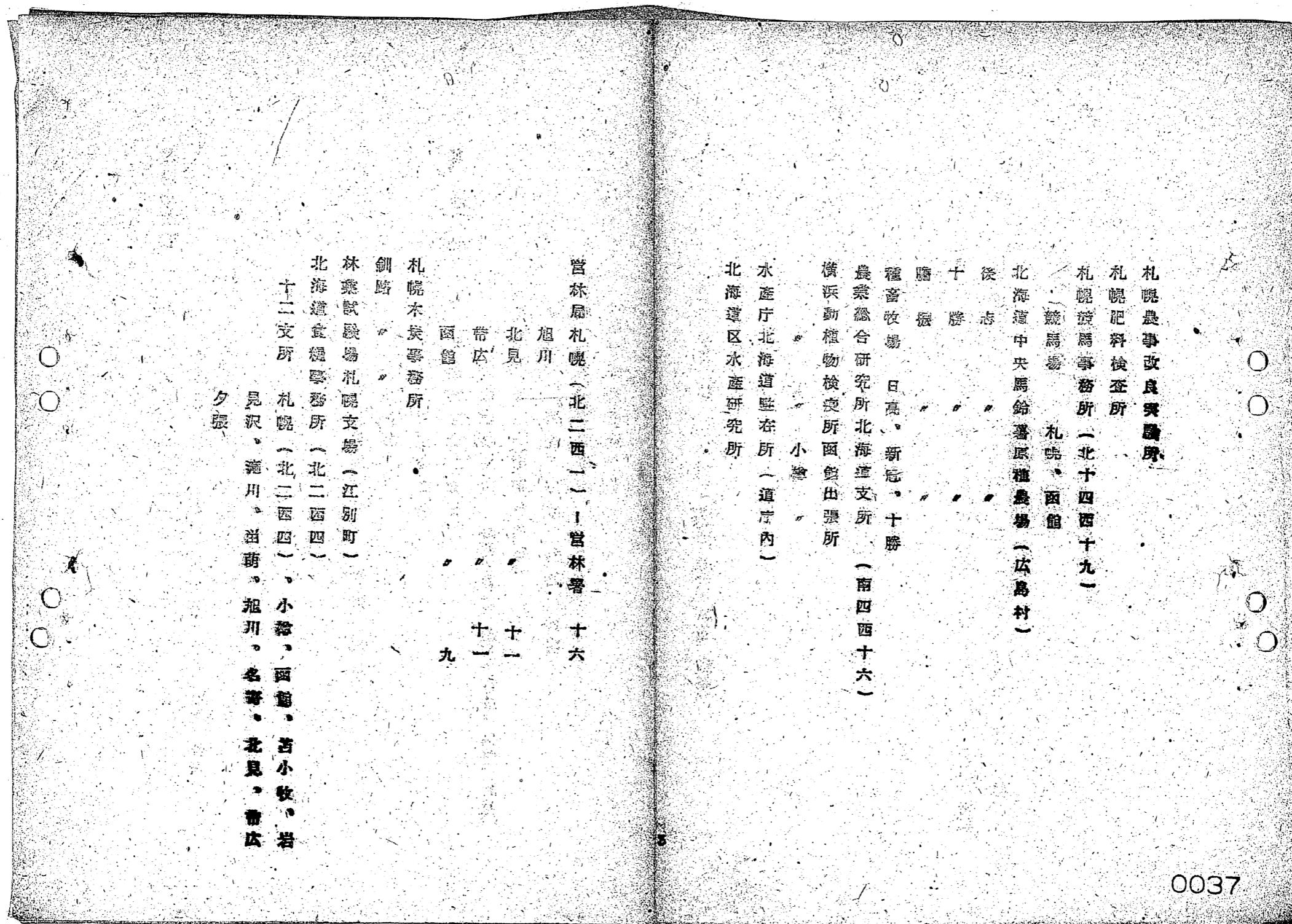
0216

0037

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

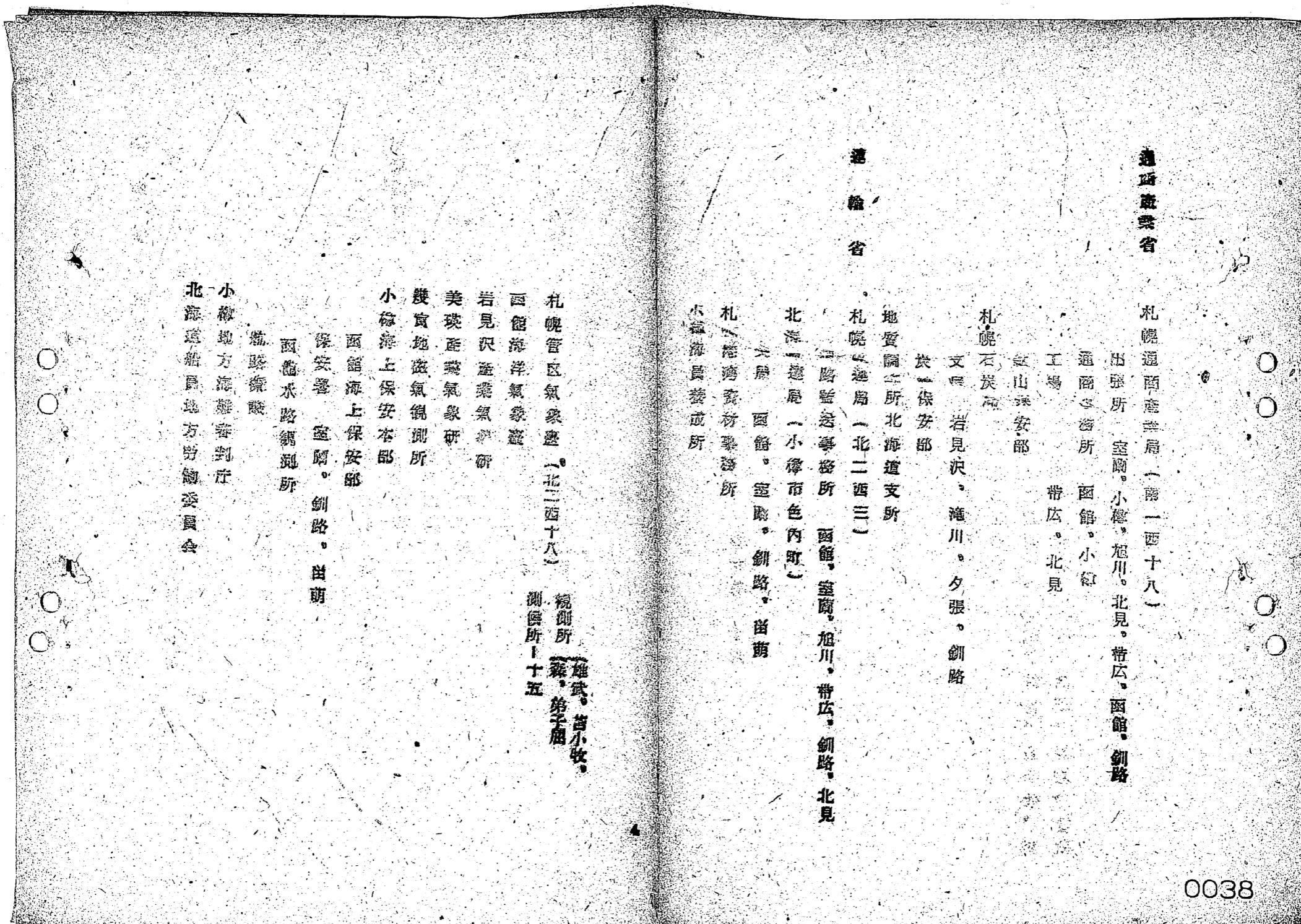
國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



RA'-0152

0217

0038

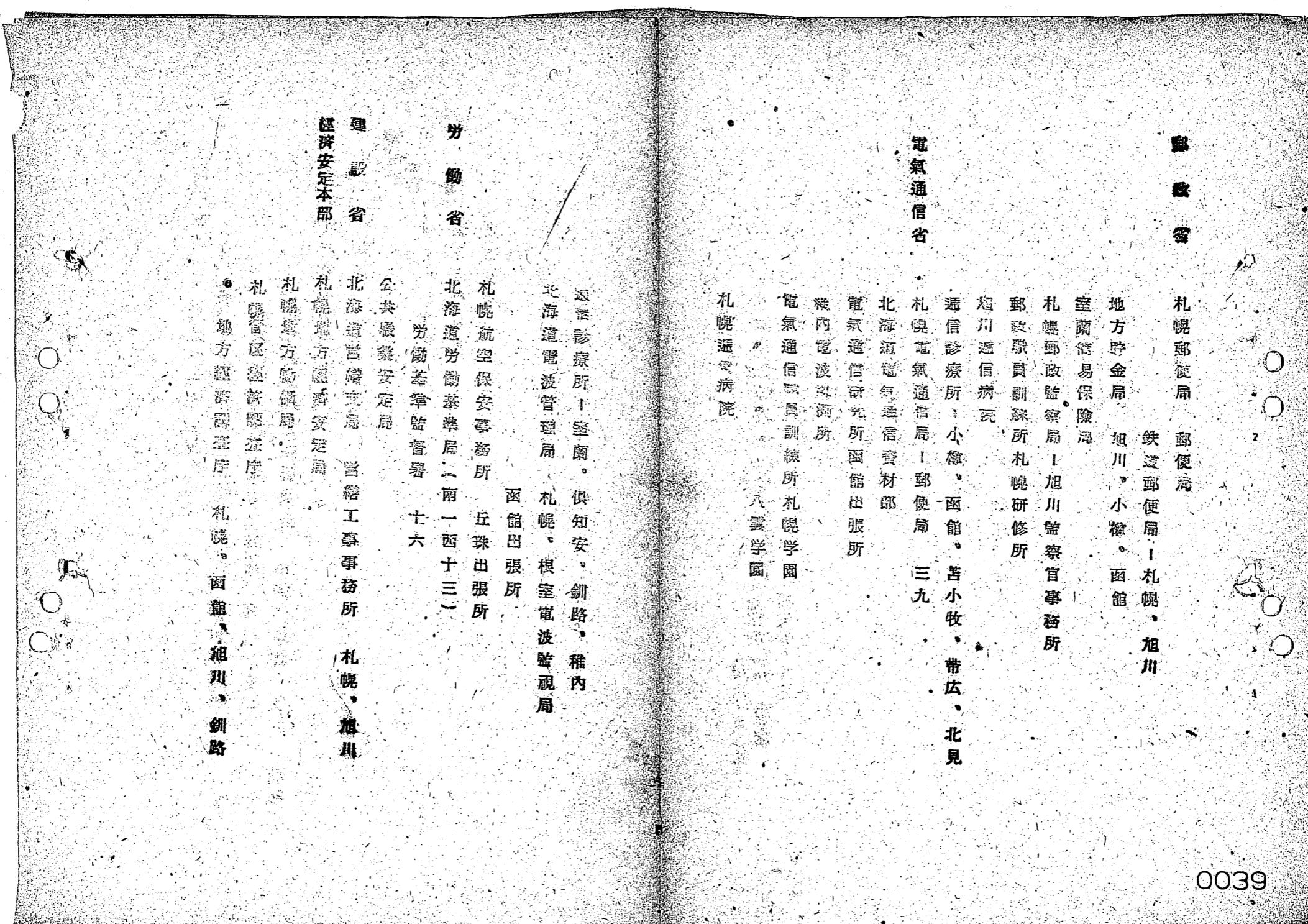


0039

外交史料館

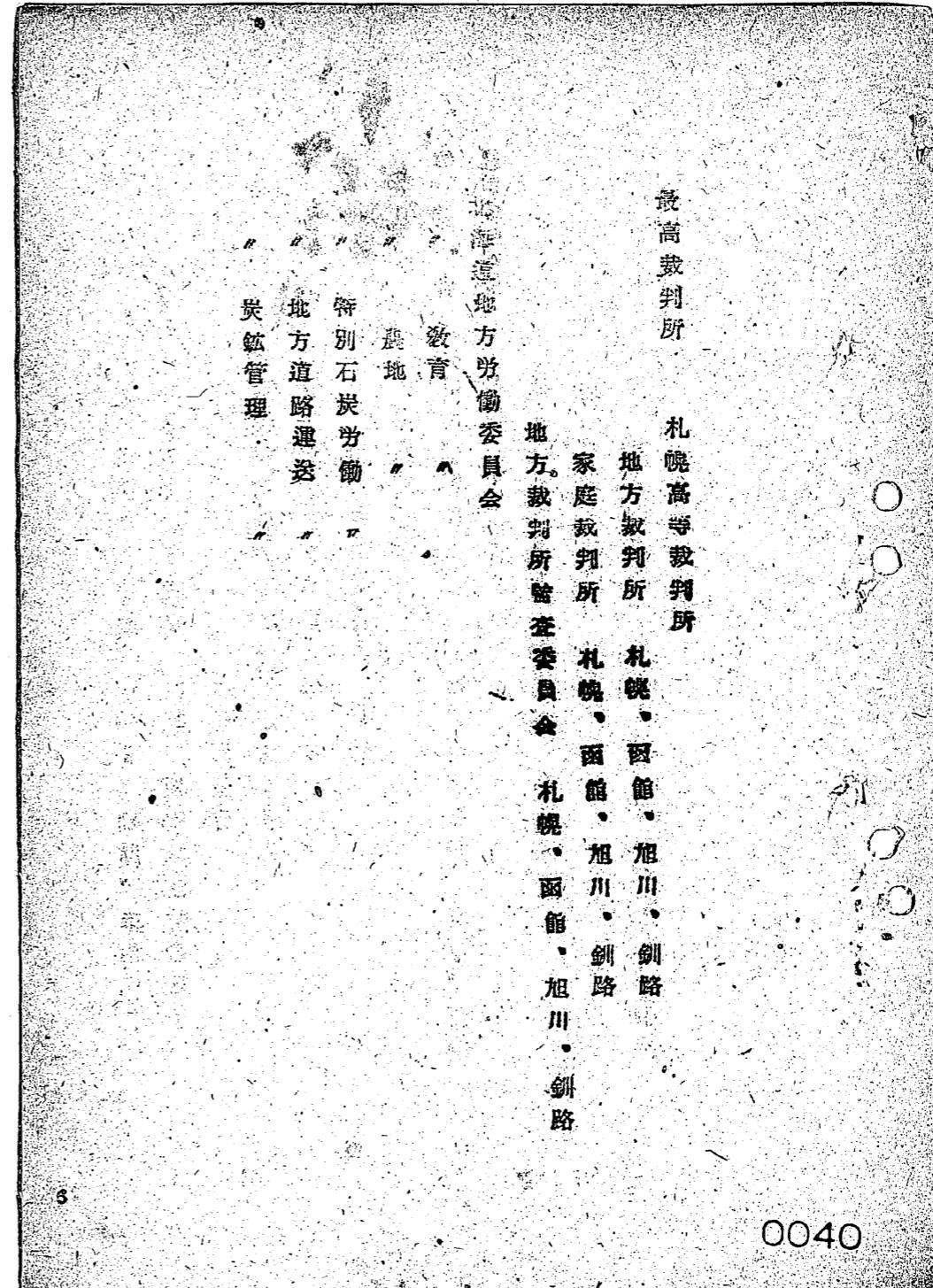
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



RA'-0152

0219



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0152

0220

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

北海道連絡協議会資料第三年

北海道地方連絡協議会名簿

会長 北海道連絡協議会名簿
札幌国税局長

委員長 北海道連絡協議会名簿
札幌運輸産業局長

札幌管内逓送検査局長
札幌特別調査局

札幌電気通信局長
札幌郵政局長

札幌高等検察署検事長
札幌警察局長

札幌石炭局長
北海道貿易事務所長

北海道警察北海道管区本部長
国家地方警察北海道管区本部長

北海道連絡調整事務局次長
北海道連絡調整事務局次長

北海道庁総務室涉外課長
札幌国税局総務部長

札幌商工農業局総務課長
札幌商工農業局総務課長

札幌管区經濟調査局総務課長
札幌特別調査局総務部調査課長

札幌郵政局文書課長
札幌高等検察署検事

札幌電気通信局検事
札幌労働基準局監査課長

札幌市役所総務課長
札幌石炭局涉外課長

北海道食糧事務新幹事課長
札幌市役所総務課長

北海道食糧事務新幹事課長
国家地方警察北海道管区本部長

0041.

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RA'-0152

0221

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0043

18 1

0042

RA'-0152

0222

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Research

National Archives of Japan

連絡局課長

中連調第
五〇號

昭和三年七月三十日

中國連絡調整事務局長

004

中國政府知事會議及中國政府遠隔議會
第一報會開催の件
支那六月三十日島根県庁において標記會議の開催す旨
概要及の通り通報する
至る本席にて中國軍政部法務司政務長官ヤン・ヘンコウ
氏は公文傳令御室を訪問したる旨通報すのみある

0045

1. 國庫補助職員の行政整理に伴う退職者の退職手当について
窮屈せし財政の現状から國庫負担反公國庫補助職員より行政整理に伴う退職金については金額國庫において貯蓄する事に要望することとした

2. 退職手当に対する謀税について
行政整理に伴う退職手当に対する謀税については免除もし
くは税率の引下げ方を政府及び関係方面へ要望する

3. 税金機関の整理に伴う地方府への事務移管について
省は機関の整理に伴う他の立派官事務の一割が地方府へ
一括譲り受けた場合これらの方務執行上必要な經費については
金額國庫に貯蓄することとされ、これを譲り受けた場合は、
政府及び

中國連絡調整事務局

RA' -0152

0223

0046

関係方面へ要望する事項
4. 公共事業費に付する貢源の確保につき
公共事業費のうち地方負担額に付する金額追債を認
めるの措置を講ずる事。政府及外閣係方面へ要望する事
と
5. 青少年不良化防止策につき
青少年不良化防止につきは本年四月議決したが、青
少年指導等不良化防止策基本要綱に基き強力な運動
を展開することを急迫せしむる方、貿政の規制につか
みの対策を實行する旨の指揮命令に付する旨の指
道を講じる事。政府及外閣係方面へ要望する事として
6. 農地開墾の中、増反者開墾に対する国庫補助金交付
につき

中國連絡調整事務局

0047

本年及以後増反者開墾に対する国庫補助金は折りとより進
である事をもつて復活と併せて極者の開墾に対する補助金につ
いては、減少の傾向に至る。今後増反者開墾に対する
7. 太三創建票公共事業に併し国庫補助金の復活につ
く問題は前回の中國地主知事會議においと既に要望して
次回國会で取上げる所とする。一應政府の措置
を待つこととした。
8. 農地改革に対する國庫補助金の増額につき
市町村農地委員会に付する國庫補助金の増額を要
望す。また農地委員会運営事務費に付する國庫支
付金につきは各県の委員会數年を考慮の上取扱ふ
政府及外閣係方面要望する事。

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0225

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0048

9. 初麥林の伐採制限と奥地林道の開設促進方に付り
初麥林の伐採制限は現在西新潟課室があり、該
所掲示並々講習会を必要とする所で監督課長会議等に於
て更に研究し奥地林道の開設については國庫補助金の増
額等を要望する事とした。
10. 不要不急地制事務の廢止に付し
不急地制事務を調査し次回の知事令議に付せ 諸議
会議にて付し、自治協議会事務局に付せ 留めの不急
地制不承認を事務の廃止に付し、
勿急事業費のうち地代費を負担額に付して金額追償を認
める事のことは事業費の支拂は不可能と存る事から場合
上是は國庫補助金をもつて事業費を補助し次の措置を

中國連絡調整事務局

0049

1. 諸省水害等政府及公團係方面へ要望する事
地代債に対する融資條件に付しては償還年限を相当緩
く延長し利率の方面よりは政府及公團係方面へ確
かに主張した。
2. 並要金種り及び賃貸關係の設置につて
同問題につきは研究する事と付し、
本件の特點を明確にし、其の後は軍政圖書重要問題の他連絡事
項を説明の後半前は會議を擇がたまへシテ之を終了
3. 中国地方共済協議会另一部会
知事会議下評議室別室を布官司会之下に中國地方共
済協議会を開催した。
4. 本件の特點を明確にし、其の後は軍政圖書重要問題の他連絡事
項を説明の後半前は會議を擇がたまへシテ之を終了

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0226

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0050

言葉及公安條例制空閥を中心と之協議したが各知事
は依然消極的態度を持つて居る及山口に於ては地方
軍政部より暫停を要せし爲め改めて各市長を招集
して方條例を制定する方針を述べたる該令が決定した
山口県知事より電氣事業編成計画の中々九月に及
第ニ點地主大業者、鐵道光緒事務所並に於て知事代表團
廿月以上折衝した結果上記説明の如く
鳥根県知事より教育委員会委員の報酬に関する同委
員会事務官及教育課長より合議一回につき三年
用三月三百九千円(旅費實費另別算)の支度費並に候
承諾を得たる上に於半側に支度方要請にてある開
支の報告書が而ち本官より他地の例を参考して
金子大業者、鐵道光緒事務所並に鳥取県教育課の
金子大業者、鐵道光緒事務所並に鳥取県教育課の

中國連絡調整事務局

0051

方針を別て為すことを本官に於て請ひ往後善くお旨
合十たゞ其後中等教育部教育課と協議し鳥取県
於十二月前より金額六月四日内調査並賃二年内の報
酬半側に教育委員会合議金子大業者、鐵道光緒事
業者、鐵道光緒事務所並に鳥取県教育課の
方針を別て為すことを本官に於て請ひ往後善くお旨
合十たゞ其後中等教育部教育課と協議し鳥取県
於十二月前より金額六月四日内調査並賃二年内の報
酬半側に教育委員会合議金子大業者、鐵道光緒事
業者、鐵道光緒事務所並に鳥取県教育課の

中國連絡調整事務局

RA'-0152

0227

連絡局長
地方課長

北邊調總第九〇号

(昭和二十四年八月十六日)

北海道連絡調整事務局長

林

外務大臣
吉田茂殿

北海道地方連絡協議会の発会について
かねて準備中の北海道地方連絡協議会はその第一回会合を八月十五日午後三時より市内ニューグラン下に於て別紙メンバーに依り開催した。

本会議の模様は別途当事務局半月報第三十六号で報告するが取敢ず右御知らせする。

近連本第二六八號

昭和二十四年十一月一日

近畿連絡調整事務



0053

24.11.4

141

(金井納)

0052

24.8.23

149

0228

近畿連絡調整事務

外務大臣 殿

近連本第二六八號

昭和二十四年十一月一日

近畿連絡調整事務



0053

24.11.4

141

近畿連絡調整事務局

近畿地方連絡協議會第一部會員會開催の件
一府縣單位の民事部の廢止に伴い、近畿民事管區と中央各出先官廳との連絡緊密化その他の問題を協議する爲十月二十七日午後一時三十分から大阪府職員會館に於て近畿地方連絡協議會第一部會員會を開催した。
一近畿民事管區からは同管區新着任職員連と日本側中央出先官廳代表者との顔合せの意味も兼ね、別紙甲號の如く長官オモハンドロ大佐以下二十數名の米人係官が列席した。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0054

出席上野モハシドロ大佐は別紙乙號の如き説話をなし、今後の近畿民事管區の方針の大体を示し、次いで各課長を紹介した上各課長に課員並に主管事務の將來の運營方針を紹介せしめた。次いで民事管區側各課長と關係各日本側官廳代表者と幾つかの小グループにわかれて質疑應答、懇談があつた後、午後三時過散會した。

吾ら右席上近畿民事管區法政課長スコット氏から各出席者に配布した法政課關係事側指令（主として第八軍〇〇）の現狀に關する資料、別紙丙號の通り寫送付する。

本信寫送付先 横濱、東都及び神戸各連絡調整事務局

近畿連絡調整事務局

0055

別紙甲號
平日二十七日近畿地方連絡協議會第一
部會委員會出席者（民事管區側）

長	官	Col. W.H. O'Mohundro
政 法 課 長	長	Mr. R.F. Scott
税務民間財產課長代理	長	Lt. Todd
經濟 課 長	長	Mr. Goldsby
同	員	Mr. Frazees
勞 動 課 長	長	Mr. Ridge
生 課 長	員	Mr. Baldwin
課 長	員	Mr. Lethbridge
課 長	員	Mr. W.A. Potts
課 員	員	Mrs. Chamberlain
	員	Miss Putnam
	員	Mr. Hoshino

近畿連絡調整事務局

RA'-0152

0229

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0056

公衆衛生課長	Dr. Finch
民間教育課長	Miss Wray
民間報道課長	Miss French
民間連絡調整事務局長	Mr. Langley
民間連絡調整事務課員	Miss Collett
同上	Mr. Anderson
同上	Mr. Thoresen
同上	Mr. Macfarland
同上	Mr. Paul
同上	Mr. Odans

近畿連絡調整事務局

0057

十月二十七日近畿地方連絡協議會第一部會委員會出席者(日本側)	
近畿連絡調整事務局長	島重信
京都連絡調整事務局長	淺野連絡
神戸連絡調整事務局長	田坂三
人事院大阪地方事務所長	中眞
大阪高等検察廳	福澤一太郎
大阪特別調査局長	小幡喜彌
大阪警察管區本部刑事部長	井均外
大阪地方經濟安定局長	林謹通
大阪地方物價事務局長	引田直光
大阪管區經濟調查廳長	谷
大阪國稅局長	大

近畿連絡調整事務局

RA'-0152

0230

Copy

LIAISON CONFERENCE 27 Oct 1949

Re Method of Operation beginning 1 Nov

I am glad of this opportunity to meet with you in this informal manner and discuss our future problems.

Beginning 1 November, Headquarters Kinki Civil Affairs Region will take over all surveillance formerly exercised by the six prefectoral teams.

This is a drastic departure from the procedure in the past.

We have nothing in the way of experience upon which to base our plan of operation.

Therefore there is of necessity bound to be a period of "trial and error" in establishing a "Standard Operating Procedure".

This critical period will draw heavily on the time and patience of all concerned.

While I have a general plan for operating, including the use of Liaison Personnel, it is by no means firm or complete.

In general here is our present plan;

a. National Government Agencies:

Matters concerning national government agencies with representatives in this region will be taken up with those representatives.

b. Prefectural Agencies:

(1) Matters concerning a specific prefecture will be taken up by personnel of this headquarters directly with the Prefectural officials concerned.

(2) Matters of general interest to all prefectures will be handled in one of two ways, either by letter to all Governors, with an information copy to the Kinki Liaison and Coordination Office, or by a letter to the Kinki Liaison and Coordination Office asking them to transmit the information to the Governors.

In either case should the matters be of interest to local representatives of the National Government those concerned will be informed.

We will have an office for a representative of the Kinki Liaison and Coordination Office in our future headquarters, the Ishihara building.

Much of the informal information will probably be transmitted through this individual.

We will in turn request Prefectural officials to advise us by telephone, through this representative, of any unusual occurrence in their prefecture.

0059

文部省教育施設部	大阪出張所	張所	渉外課	大	阪	財務部
近畿	大阪	神戶	近畿	大阪	阪	次長
大阪勞動基準局	阪	海上保安廳	阪	通商產業局	營林局	關稅部
電氣通信局	海	本部	海	總務部	產業局	稅務部
谷監督課	郵政局	長	陸運局	總務部	總務部	次長
近畿連絡調整事務局	長	長	長	長	長	長
廣鹽三長寺岡柴鈴高田藤	松	梅	原	田	木	原
田橋尾田京四郎(總務部長)	木	久	中	義	九	俊
谷涉外係長勇長	涉外係	新	慶	雄	忠	光
				他一	十	雄
				三名	二郎	治
				一		

0058

RA'-0152

0231

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

In this way the Liaison and Coordination Office will be in possession of information on current events which it can pass on to interested agencies.

Our method of operation will be guided by the fact that we desire the Japanese people to govern themselves.

Our office will be concerned only in instances where Japanese officials seek advice and guidance in meeting problems which they themselves cannot solve, or when known laws or directives are being violated.

Our work in the past has been most pleasant.

We have received full cooperation from you with whom we have had occasion to work.

We are counting on the continuation of this friendly and willing cooperation in the future.

I will now ask the chiefs of various sections of our headquarters to outline briefly the composition of their sections and their proposed method of future operation.

First Mr. _____

0060

SHIBATA

COPY

HEADQUARTERS
KINKI CIVIL AFFAIRS REGION
APO 25 (Osaka, Honshu)

RFS/km

LEGAL-GOVERNMENT DIRECTIVES WHICH HAVE BEEN
RESCINDED AS OF 25 OCTOBER 1949

- I. Headquarters I Corps, Memorandum No. 22, 22 September 1948 subject: "Armament of Police Forces in Japan"
- II. Headquarters Eighth Army
 1. Operational Directive 23, 1946, "Violation of SCAP Directive No. 3"
 2. Operational Directive 31, 1946, "Jurisdiction of Japanese Courts in Civil Affairs"
 3. Operational Directive 59, 1946, "Control of Population Movement"
 4. Operational Directive 65, 1946, "Sale of Japanese Postage Stamps"
 5. Operational Directive 90, 1946, "Sponsorship of Shinto by Neighborhood Associations"
 6. Operational Directive 3, 1947, "Inspection of Japanese Penal Institutions"
 7. Operational Directive 20, 1947, "Elimination of Militaristic Practices"
 8. Operational Directive 21, 1947, "Funerals and Memorials for War Dead"
 9. Operational Directive 25, 1947, "Administration of Purge"
 10. Operational Directive 43, 1947, "Pre-trial Confinement of Japanese"
 11. Operational Directives 76 and 95 of 1946, and 30, 45, 60 and 66 of 1947 have been superceded by Operational Directive 33, 1949.

III. The following Operational Directives of Legal-Government concern remain in force as of 25 October 1949:

Headquarters Eighth Army

1. Operational Directive 16, 1946, "Removal and Exclusion of Undesirable Personnel from Public Office"
2. Operational Directive 27, 1946, "Disposition of Charges Against Koreans and Certain Other Nationals"
3. Operational Directive 73, 1947, "Enforced Repatriation of Koreans by Order of Occupation Courts"
4. Operational Directive 8, 1948, "Removal of Corrupt and Incompetent Officials"

0061

RA'-0152

0232

外交史料館

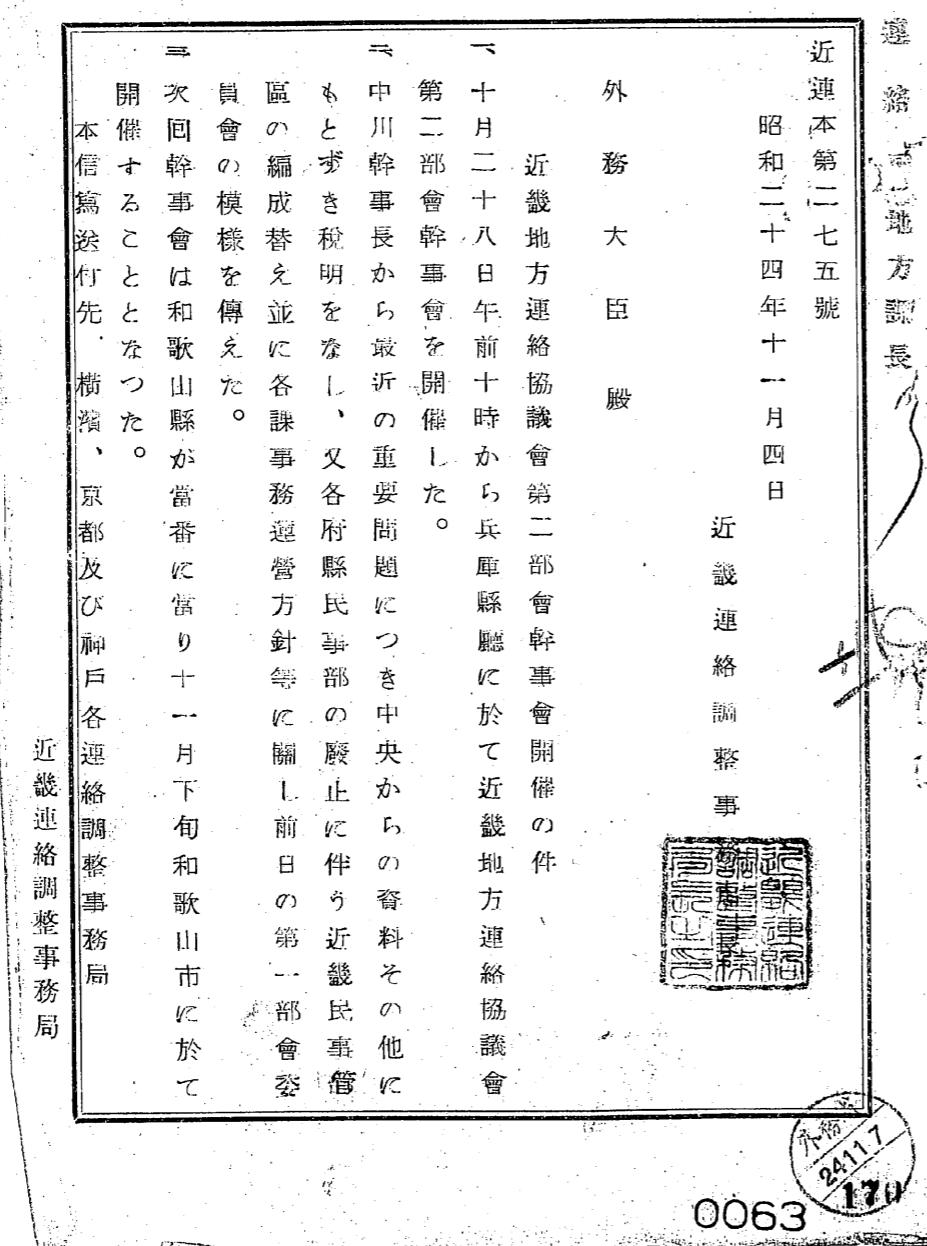
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

5. Operational Directive 25, 1949, "Provost Courts"
6. Operational Directive 7, 1949, "Display of National Flags"
7. Operational Directive 28, 1949, "Relations with Japanese Police"
8. Operational Directive 42, 1949, "Relations with Japanese Government and Population"
9. Operational Directive 33, 1949, "Entry and Exit of Property, Cargo and Persons into and from Japan"
10. Operational Directive 19, 1949, "Elections"
11. Operational Directive 16, 1949, "Visits to Friends and Relatives in Japan"



0233

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

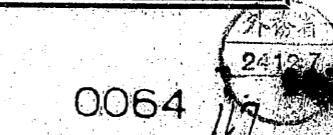
RA'-0152

連絡局 地方課長

近連本第三二二号

昭和二十四年十二月二日

近畿連絡調整事務局



近畿地方連絡協議會第一部會幹事會開催の件

十一月二十九日午前十時から和歌山縣廳前織維會館に於て第六回近畿地方連絡協議會第二部會幹事會を開催した。(神戸連調及び大阪市警視廳缺席)

中川幹事長から最近の重要な問題に關し中央からの資料その他に基き約三時間に亘る説明があり、次いで京都連調係官から京都民事部廢止に伴う京都連調の今後の業務のあり方について説明があつた後質疑應答に移つた。

近畿連絡調整事務局

0065

0064

0234

當日各府縣から
1. 軍用電話架設利用か或は優先通話政の實施方希望
2. 軍側からのレポートは要求の意圖をたしかめ出来得れば内容のサヂエスシヨンが欲しい。
3. 軍使用日本人職員等の地方派遣は出張命令等を携行せしめられたい。
等の要望があつた。
久尙大阪市から露店商問題に關する経過報告があつた。
四 中川次長から連調及軍側との連絡の円滑を圖るために大阪府廳内に各府縣の連絡員の詰所を設置したから各府縣連絡員を定期的に常勤させて欲しいと發言し各府縣の意向を質した處、兵庫縣は毎日、奈良隔日、滋賀、京都、和歌山は一週二日常勤させる事に決定し午後三時三十分散會した。

篇撰付先 横濱、京都、神戸各連絡調整事務局

近畿連絡調整事務局

RA'-0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

近畿地方連絡協議會第一部會幹事會出席者名簿

一時 昭和二十四年十一月二十九日

出席者 近畿連絡調整事務局次長
京都府連絡調整事務局
大阪府涉外課課長
京都府涉外課係長
奈良縣涉外課課長
和歌山涉外課課長
滋賀縣涉外課課長
大坂市辦事課課長
川井中愛之
荒田足須吉櫻田原立
黑瀬中千喜管孝之
瀨田中碧巧助典一雄

卷之三

0067

0066

近畿連絡調整事務局

神戸市涉外課課長 橋 本 竹 仙
京都警察局 中川 次郎
神戸市警察局 谷 亮

0230

RA'-0152

0068

近連本第三五号

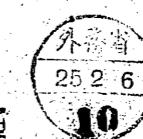
昭和二十五年二月一日

連絡地方課

支那事務

外務大臣殿

近畿連絡調整事務



近畿地方連絡協議會第二部會幹事會開催に關する件
一月二十七日午前十一時から奈良縣商工會議所において第七回近畿
地方連絡協議會第二部會幹事會を開催した。各幹事又は代理人全員
出席。

先づ外務省清報部報道課中島事務官から米國の極東政策を中心にして最
近の國際情勢につき約一時間半に亘り講演があり、次いで中川幹事
長から最近の重要問題に關し中央からの資料その他に基き説明を行
い。又當事務局係官から事務的項目の連絡。京都連調係官から第一

軍團司令部廢止に關する情報の説明があり引續き質疑應答、懇談を行
い午後三時半閉會した。

當日各府縣側幹事の發言中主要なもの左の通り。
去る一月十七日京都府網野町に浮遊機雷が漂着したので府では早
速第三十五師團機雷處理班に連絡、爆破方を依頼したところ、昨
年八月機雷處理に處する規則が改正せられ日本側で處理に要する
經費の予算的措置を完了した上でなければ處理出來ないことにな
つてゐることであつたので、府では即下大藏省に所要經費を
要求中であるが、これがため該機雷は今なお現地に放置せられ、
附近住民は連日非常な不安に曝されている。ついでこの程不合
理を是正するため政府において何等かの措置を講じてもらいたい。
又處理作業は危険を伴う性質のもの故大藏省は予算査定に當り
相當高額の賃金を支拂はねば人夫が集らない事情を考慮してもら
いたい。

2. 米國に在住する二世が、茲賀縣に農地を所有しているが、自分は外國人であると主張して買収に應ぜず縣當局で困却している。右の中人に於いては大藏省に對し然るべく連絡願ひなく、又については後刻當方から茲賀縣側に對し昭和二十三年十二月廿日附連絡調査中央事務局長自發一地台第九八〇号公信の要旨を説明しておいたが、右公信二の末尾記載の外國人所持農地の買収手續はその後決定を見たか否か御回答願いたい。

卷之三

中連譯稿六五號

外務大臣

中國通志

中國地方連絡協議會第一回會議事報告の件
中連調第六四號の中國地方自治協議會終了後廣島縣知事室において五縣知事・廣島縣副知事及び本日出席して中國地方連絡協議會第一回會議を開いたが概況次の通りであつた。
一、供米は各縣共二月十日迄には略先達の情勢にあるが完遂のため保有未に手をつけた地方が多くまた供出成績と免責との關係もあり今後の抜糞未か問題であるが特に山口縣知事は自縣の事情の困難なことを述べていた。

終戰連絡中國事務
三

0070

0069

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0152

0230

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

向がある。

終戦連絡中國事務局

0072

て憂慮の要を認めないが山口縣においては送還者多數（約一萬名）に上る見込みで現状では南鮮送還後の彼等の運命に重大な不安があるためいよいよ送還ときまれば如何なる舉に出づるや知れず一方下關事件で逮捕されていた朝連指導者は次々と保釋を受けつつあるので知事としては送還期の三月頃迄に山口縣下警察の裝備充實を要望している又今回の登録では朝連側が協力的で居留民間側が反抗的のこと・縣側が送還を希望する大物がもしろ網を逃れることなどが指摘された。

三、日本漁船の韓國海軍による拿捕に關し下關で示威運動が行われたが知事としては情勢を考慮して事前に阻止せんと努めたが不可能であった由である。

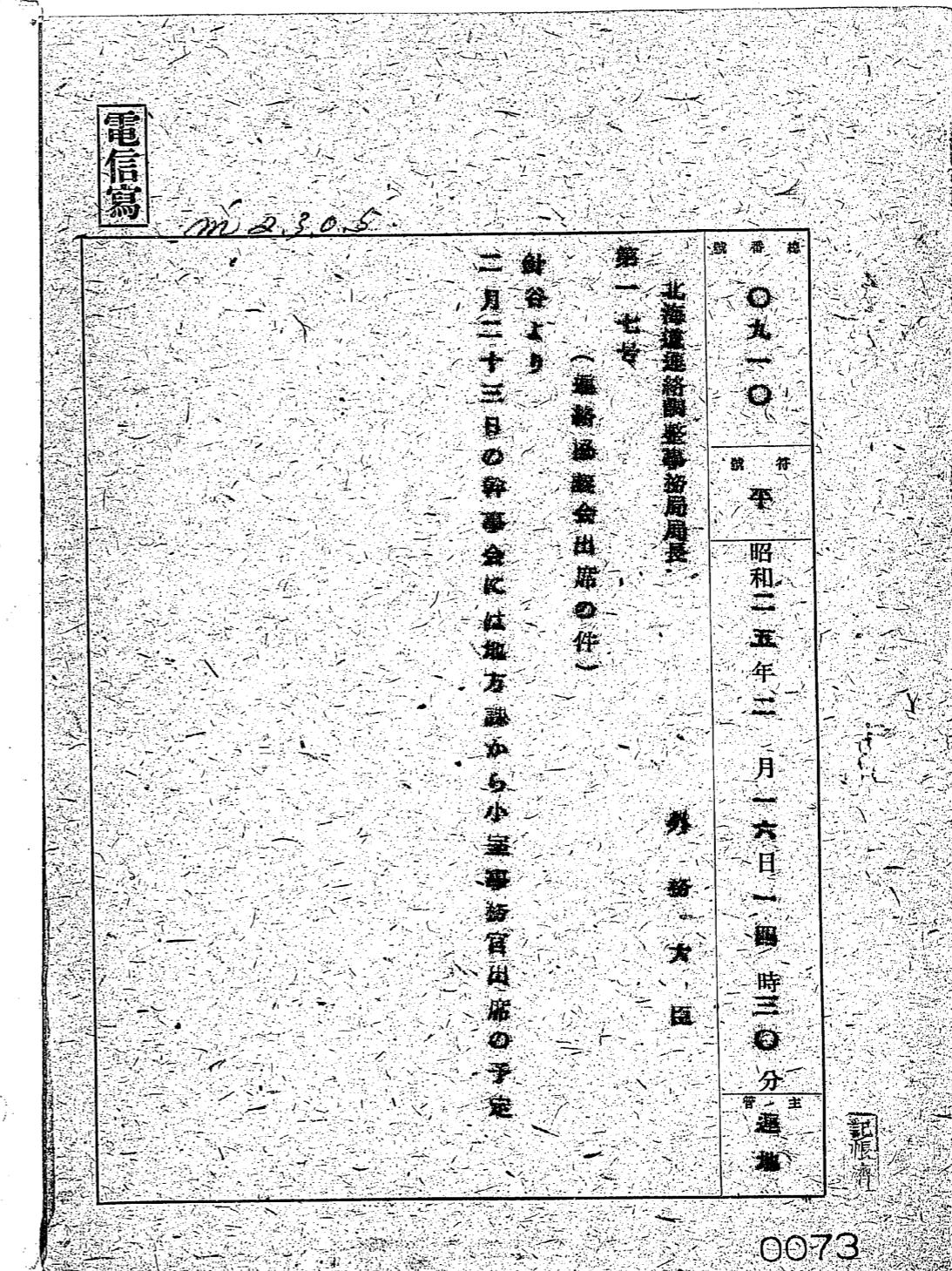
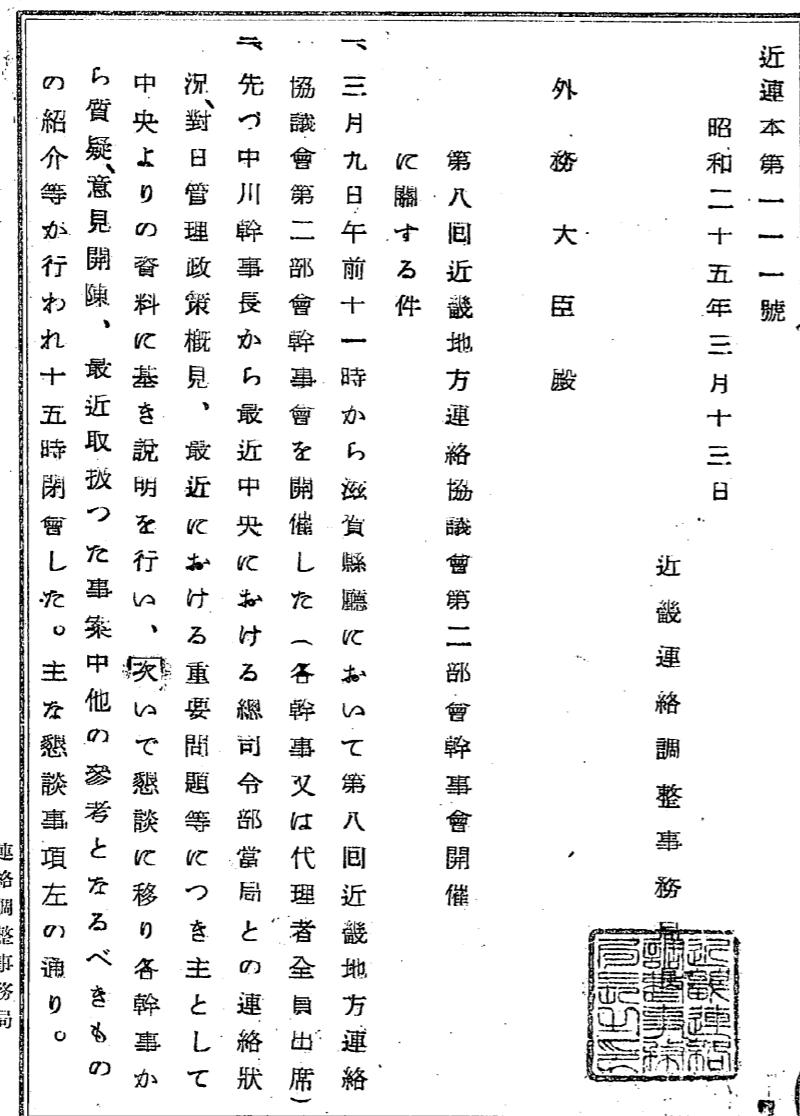
四、本日より民事部の動向殊に民事部長の施策の重點について説明したが各知事とも民事部新編成後の動きについては多少閉口している模様が受けられ殊に視察の回数は多過ぎる感を與えている傾

終戦連絡中國事務局

0071

RA'-0152

0238



RA'-0152

0239

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0240

0075

◎ 京都府
六日税關交通公社等を交えて沖繩引揚に關する會議を開いたが、その時の話では沖繩、奄美大島等から大阪府への密航者は月平均二十名位あるが、これ等を送還することが出来ないことに至つてゐるため食糧配給との關係で變遷することになり、又その他交通制限に伴う不便が非常に多いので、との際これを何とか緩和して貰いたいとの聲が強かつた。因に大阪府下には現代沖繩人約二十万人居住している趣である。

◎ 兵庫縣
終戦を機として始めて緊密となつた外務省と地方自治体との關係は講和後もこれを継続させ外務省當局者をして絶えず

0076

國內事情に精通せしめ以て今後の日本外交推進の基盤とすることが必要と痛感するが、講和會議開催の氣運が生じつゝある今日からその心構えを以て臨み、連調廢止後の外務省との連絡方法等についても研究しておくことが肝要と思われる。(中川幹事長からも更に右の主旨を敷衍したが、右に對し滋賀縣から九州では大部分の縣が最近涉外課を外務課と改稱したが、外務省との連絡に任ずる爲に心構えを新にするのにはかかることも一法と考える旨發言あり)

◎ 京都連調

第一軍團司令部の廢止に關し説明。

◎ 大阪監視廳

アドバルーン掲揚許可及び朝鮮人に對する特許營業許可に關し質問あり、中川幹事長より答難。

◎ 滋賀縣

最近大津市内の電柱に朝連民青復興運動に關するボスターが

0077

0241

貼られた事件があつた。

◎奈良縣

二日朝連系朝鮮人五名が知事に面会を申込み、日本の軍事基地化反対、外國人登録反対、朝鮮人に對する失業救済實施の三項につき八日に回答書を要求して行つたが、八日には該朝鮮人は遂に現れなかつた。

本信寫送付先 京都、神戸連絡調整事務局長

連絡局地方課長

近連本第一九七號

昭和二十五年四月十九日

近畿連絡調整事務局



0078

第九回近畿地方連絡協議會第二部會幹事會開催
に關する件

例により中川幹事長から主として最近中央における總司令部當局との連絡状況を又當局係官から近畿以外の地區における涉外事項中参考となるべきものを夫々本省及び各地連調からの資料に基き説明し、次いで懇談に移り

況左記の通り報告する。

記

四月十四日午前九時半から京都府廳において本件會議を開催したから概況左記の通り報告する。

午後三時閉會した。懇談事項の中主要なもの左記の通り。

1. 府県の民生、衛生、教育關係主要人事異動に對する民事管區側の關心について

當局係官から大阪府公衆衛生課長異動問題（當局月報第二六號三七頁參照）富山縣厚生課員異動問題（東海北陸連調半月報第四號五頁參照）等を例に擧げて本件に對する民事管區側の關心を説明したのに對し多數幹事から開陳された意見を綜合するに左の通り。

専門家であるからとて必ずしもその地位に最適任とは言えない場合があり、又適當な専門家を求め難い場合や、人事の都合上専門家以外の者でも適任と思われれば任命せねばならぬ場合等もあつて一概に軍側専門家であるからとて必ずしもその地位に最適任とは言えない場合があり、又適當な専門家を求め難い場合や、人事の都合上専門家以外の者でも適任と思われれば任命せねばならぬ場合等もあつて一概に軍側の意圖通りにやることは困難である。

只予め軍側に諒解を求めて、不満足ながら諒承したとか或は管區長官と係官との間に賛否の意見が一致しなかつた場合には、新任者は軍側との關係がうまく行かなくなつて仕事がやり難くなる惧れがある。従つてかかる場合の軍側との折衝は先方を充分納得させるよう余程慎重にやる必要がある。

2. 府県民事部廃止後的情况について

一右に對し中川幹事長からこの程微妙な問題で軍側と折衝する場合は予め連絡に連絡あれば出來るだけ援助すべく、又何事によらず軍側から無理な要求を受けて處置に困る場合には連調において所要の調整を行ふから遠慮なく申出られたい旨を述べた

0080

0079

しい（和歌山縣その他）

4. キヤムブ周邊の未接收空地の問題について

神戸の黒人部隊周邊五〇ヤードが未接收のまま空地として残させられておるが最近所有者から使用したい旨申出があつたので特調に手續すると共に民事管區にも特調宛書類の寫を送付しておいたが、部隊周邊に空地を残すと云うことは何等かの根據に基き全國普遍的に行われてゐるものであるか（神戸市）

5. 神戸ベース附近の整地の件について

一右に對し神戸連調係官から右空地はキヤムブ設定期當時同部隊の現地限りの要求に基き設けられたものである旨を説明、中川幹事長から普遍的な根據はない旨を回答した（

ませた（神戸市）

6. 外國人登録令違反者送還費について

本件經費を全面的に中央で負擔するようにして欲しい旨中央に申入れてあるが、外務省側からも側面から支援して貰いたい（京都府）

7. 接收建物内に在つた行方不明の備品について

接收建物内に在つた備品中行方不明のものが相當あり、それ等の中にはインベントリーに載つていらない物もあるが之等の救正について政府は何か考へて貰いたい。（京都市）

8. 発疹チブス発生に関する情報を民事管區に速報方について

十三日近畿民事管區長官が兵庫縣廳に來り、知事に對し、先日尼崎に發生した發疹チブスの報告が未到だが、この程の情報は拙速を尊ぶものであり後から見て間違つても構わぬから即刻報告ありたく、民事管區としては日本側の積極的態度に應え能う限りの援助を行う旨を述べた（

兵庫縣）

寫送付先 京都及び神戸各連絡調整事務局長

0082

0081

0243

連絡局

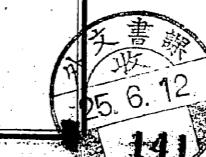
地方課長

近連本第三二二號

昭和二十五年六月八日

外務大臣殿

近畿連絡調整事務局



第十回近畿地方連絡協議會第二部會幹事
會開催に關する件

六月七日（水）午前十時十五分から神戸市海洋會館に於て本件
會議を開催したから概況左記の通り報告する。

記

中川幹事長病氣入院中の爲本官主催のもとに先ず本省島津政務局
長の講和問題に關する講演が十一時半迄行なわれた。次いで質問懇
談に移り、十二時午前の部を終つた。

外務省

0084

0083

外務省

寫送付先 京都及神戸各連絡調整事務局

晝食後、午後一時十五分から再開し、由中事務官から在外事務所
経済情報、中央連絡協議會議事録、連絡局半月報、其の他中央か
らの來信にもとづき参考となるべきものを説明した。出席各幹事
からは特に注目すべき發言なく午後二時閉會した。

閉會後神戸市當局の厚意に依り出席者中希望者の神戸博覽會見學
が行われた。

なお次回會議は、七月中旬以後大阪市に於て開催の予定である。

RA'-0152

0244

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

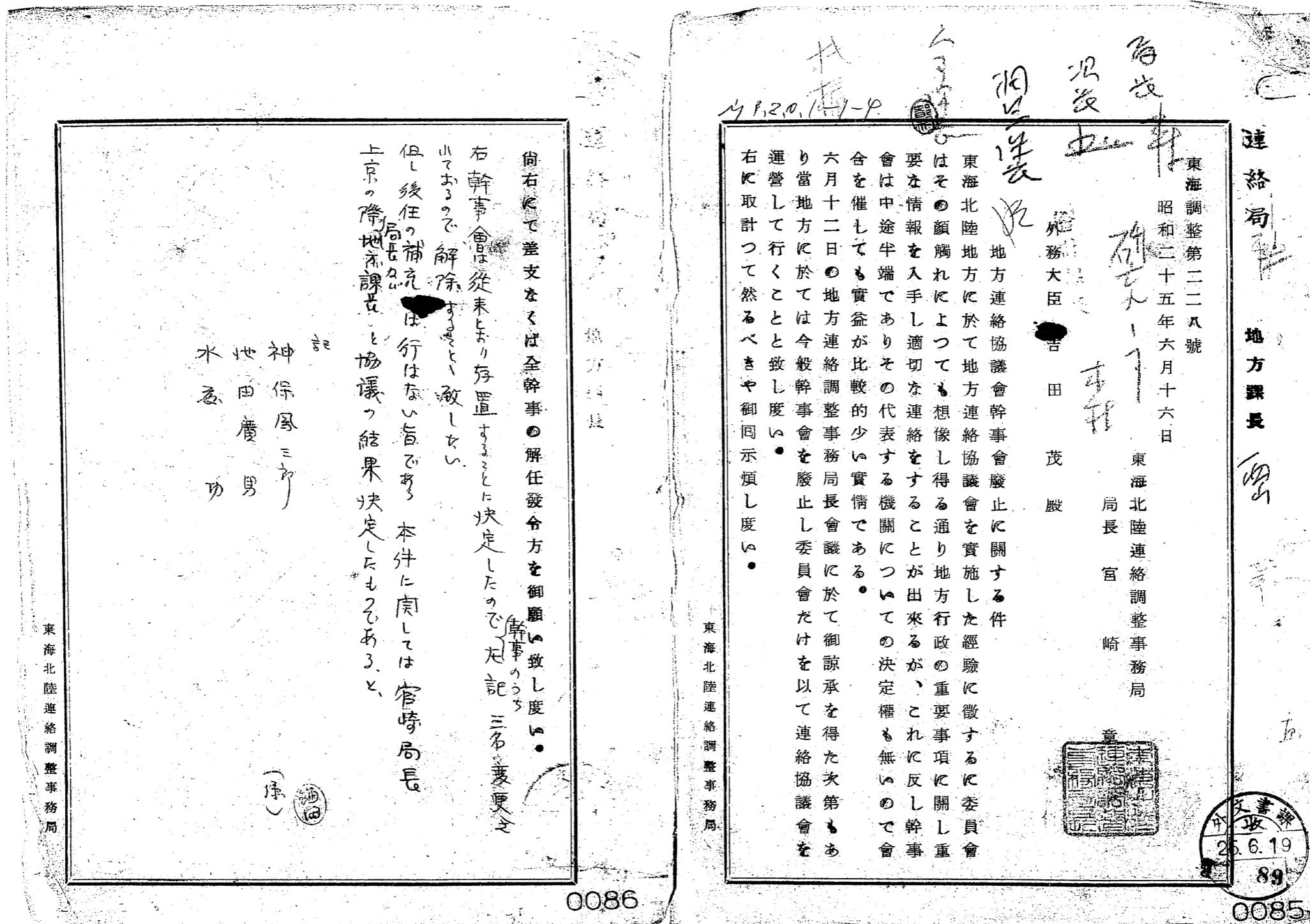
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

東海調整第二二八號
昭和二十五年六月十六日
東海北陸連絡調整事務局
局長官崎
外務大臣吉田茂殿
地方連絡協議會幹事會廢止に關する件
東海北陸地方に於て地方連絡協議會を實施した經驗に徴するに委員會はその顔觸れによつても想像し得る通り地方行政の重要事項に關し重要な情報入手し適切な連絡をすることが出来るが、これに反し幹事會は中途半端でありその代表する機關についての決定権も無いので會合を催しても實益が比較的少い實情である。
六月十二日、地方連絡調整事務局長會議に於て御諒承を得た次第もあり當地方に於ては今般幹事會を廢止し委員會だけを以て連絡協議會を運營して行くことと致し度い。
右に取計つて然るべきや御回示煩し度い。

0086

0085



RA'-0152

近畿連絡調整事務局長		昭和廿五年八月七日十時五十二分
號	五四六一	符
就	平	平
近畿連絡調整事務局長		主運地
第一五五号		記帳済
<p>m 2305</p> <p>一 吉村調査課長・連絡協議会に出席の件 十四日貴地において開催の連絡協議会に出席のため十三日午後 六時貴地着の「つばめ」にて連絡局吉村調査課長を派遣する。</p>		
一一一		

0087

連絡局	地方課長
近連本第四六三號	
外務大臣殿	
昭和二十五年八月十七日	
近畿連絡調整事務局	
第一回近畿地方連絡協議會第二部會幹事會	
開催に關する件	
八月十四日午前十時十五分から大阪市大手前會館において本件 會議を開催したから概況左記の通り報告する。	
なお當日は特に近畿地方民事本部長官アイオット大佐が出席し 簡單な挨拶を行つた。	
アイオット大佐の挨拶要旨	
記	
連絡調整事務局	

0088

RA'-0152

0246

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0089

私は近畿地方民事本部へ赴任して來たばかりであるが東北地方民事本部には約一年間ばかり勤務していたので各府縣涉外課の仕事が大變民事本部にとつて有用であることを知つてゐる。民事本部の仕事も同様に各府縣にとり役に立てばよいと思つてゐる。私はかねてから各府縣の涉外關係をやつておられる皆さんとお会いしたいと思つていいたので今日お會い出来た事を喜んでゐる。この機會に民事本部に対する要望とか會議の意見があれば遠慮なく申述べられたい。例えば民事本部にして欲しいことではまだ民事本部のしていないこと、逆にしてはならないこととしていることがあればお聞かせ願いたい。又今後此種要望等がある場合には連調島局長を通じ遠慮なく申出されたい。

二 會議内容

先づ本官から中川幹事長の轉任に伴い山中新幹事長が今後當幹事會を司會する旨の説明^{の後}、幹事長司會の下に午前中本省連絡局吉村調査課長の朝鮮問題を繰る内外情勢に關する談話が施行

0090

われ、午後は幹事長から主として最近中央及び地方における涉外事項中参考となるものを本省及び各地連調からの資料に基き説明し次いで懇談に移り午後二時三十分閉會した。當日は各幹事から活潑な發言が行われたが主要なものは左記の通りである。なお次回會議は九月中旬以後和歌山縣に於て開催の予定である。接收物件が解除になつて所有主に返還される場合、その物件の接收當時の原位置までの運賃その他の費用は誰が負擔するか。和歌山縣では名古屋から回航されて來た大型ブイが最近接收解除されたが、名古屋まで曳航してゆく費用の出所に關し問題が起り特調の苦情處理委員會へ提訴したが財務局へ行けと言られて困つてゐる。費用が多額（一五〇万圓）に上るので縣費負擔は不可能である。

これに對し神戸連絡係官から本質的にはこういつた種類の費用は國家で負担すべきものと思うが物件がリリースされた場

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0092

0091

- 合、受領する迄に車側へ申請すれば接收當時の原所在地まで
運んでくれる場合もあり得ると思ひ旨の發言があつた。
しかしこの種ケースは各府縣に於ても發生しているのでこの
際中央の意向を打診して欲しいとの希望があつた。
2. 海纏渡航手續促進の方法が講じられるものか（京都）
3. 府縣扱いの旅券交付事務に要する費用に対する予算配賦に
ての希望（京都）
4. 在外事務所利用に対する方法（大阪）
- 府縣事務を嘱託出来るかどうかといふ質問に對し嘱託をも
くとも依頼された事務は事情の許す限り引受けの旨答えて
おいた。
5. 韓國人の船員の逃亡について（大阪市警）
6. 共産黨の八・一五政勢について（和歌山、大阪市警）
7. 警察予備隊について（神戸市及び神戸連調）

連絡調整事務局

8. 主食の超過割當が農民に及ぼす影響（滋賀縣）
9. 神戸訪問の際神戸バス司令官を表敬の意味で訪問せんとす
る者は事前に近畿連調經由、神戸連調へその旨連絡願ひたが
但しこれは神戸へ来る者は司令官に敬意を表さなければなら
ないという意味ではなぬ（神戸連調）

寫送付先 京都及び神戸連絡調整事務局

連絡調整事務局

RA'-0152

0248

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

東海調整第三七四號
昭和二十五年九月八日

東海北陸連絡調整事務局
局長 岩崎

25.9.12
17

0093

連絡局

地方課長

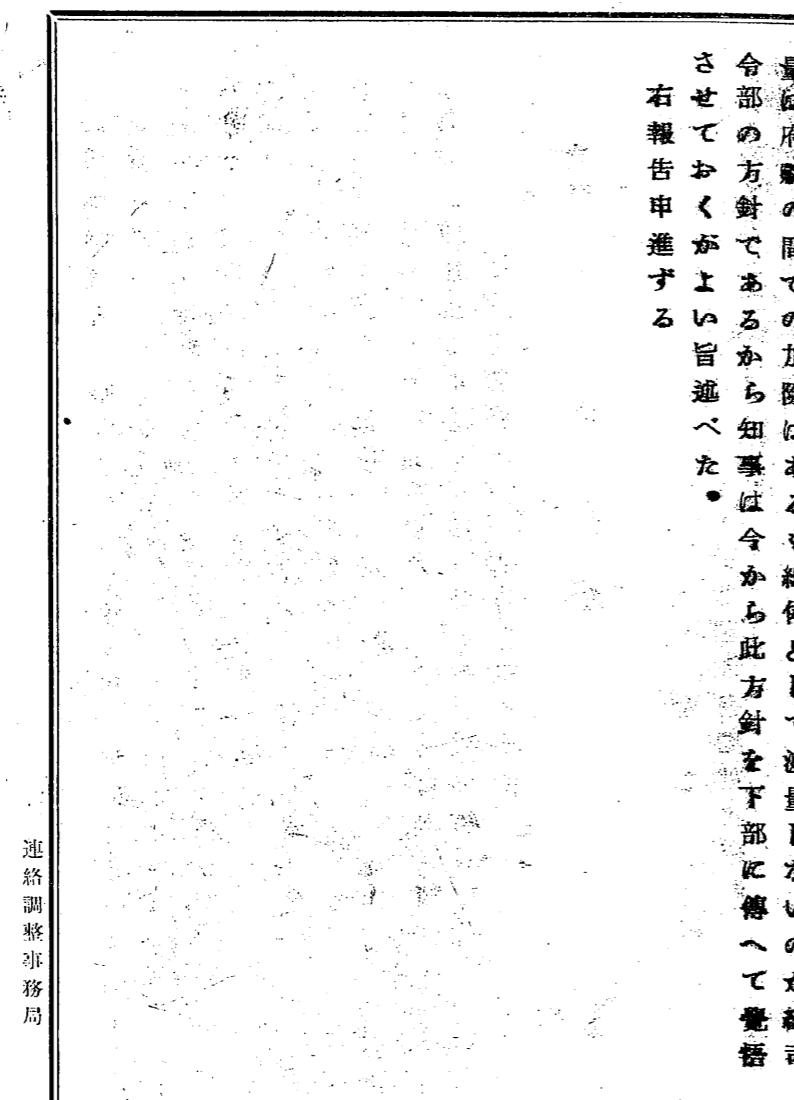
外務大臣 吉田茂

殿



東海北陸地方連絡協議會開催の件
九月五日東海北陸知事會議が愛知縣に於て開かれを機會を利
用し、櫻島協議會第一部會を催し、本官から朝鮮事端發生後の國
内治安維持に關する進駐軍及民事部の施策、警察予備隊の岐阜
駐屯等について述べ、且つ諸般の涉外事項（民事部とI.O.の
關係、地方議會の對國連軍感謝決議、總司令部職員の府縣來訪
の際の接待等）に關する知事等の質問に答へた。
尚知事等は會議終了後本官の案内で東海北陸民事部にコールタ
ー長官を訪問して、麥供出狀況、ジエーン台風の被害等につい
て雑談的に報告を行つた。長官からは本年度の供米は事前割當

量は府縣の間での加除はあるも總体として減量しないのが總司
令部の方針であるから知事は今から此方針を下部に傳へて覺悟
させておくがよい旨述べた。
右報告申進する



連絡調整事務局

0094

8249

RA'-0152

連絡局

地方課長

近連本第六九八号

昭和二十五年十一月三十日

近畿連絡調整事務局

局長 島重

外務大臣 吉田茂殿

第十二回近畿地方連絡協議会第二部会幹事会開催に関する件

十一月二十二日午前十時半から和歌山県廳會議室において本件會議を開催したから概況左の通り報告する。

記

当日は毎週水曜日当事務局で行われる各府県涉外課長との定例會議も兼ねて行われたので本官会長として出席し先ず本省連絡局

連絡調整事務局



0095

0096

自幡連絡課長の朝鮮問題と対日講話が十一時三十分迄行われ次いで質問懇談の後本官及び当局員から民事部連絡事項の傳達を行つて十二時午前の部を終つた。

午後は幹事長から主として最近中央及び地方における涉外事項中参考となるものを本省及び各地連調からの資料に基き説明し次いで懇談に移り午後三時閉会した。当日各幹事の発言中主要なものは左記の通りである。

なお次回から本件協議会はすべて大阪で行われることとなつた。

一 現在ガレーベルジは人件費が高くその上払物品から出る利益が殆んどない状況なので経費の相殺が不可能であり、この件につき京都ボストンマンドの係官にも相談したが現地で出来ることは兵隊の有価値物の横流しを止める位の方法しかないとの事である。府当局としては主管官廳である建設省の方へも事情を具申しているが今の処全然見込薄なので二月に出了スキヤビン

RA'-0152

0250

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0097

の改正、換失を蒙つてゐる府県に対する交付金制度をもうける
が新たにP・Dを発出しで、もうちが各府県で同步調を取つて
近畿地方民事部へ陳情したいがどんなものだろうか（京都府發
言、大阪、兵庫各府県賛同）この場合貴連調を経由する。
右に対し幹事長から本件について度々外務省経由建設省の方へ
は各府県の現状を話してあるが今一度連絡する。近畿民事部に
陳情をされるとは差支えないと思うが此の場合建設省宛とし
民事部の方へは参考の為写送付とするがよいと思う旨答えた。
民事部主催の会議で知事及び副知事が出席しなければなら
ない会議のある場合貴連調を通じ前以て連絡して欲しい（奈良
県）
(この点については其の後本官に於て民事部長官と協議の結果、
民事部全体として知事の出席を必要又は妥当と認めた場合には
長官の決裁を経た上連調を通じて各府県涉外課に事前に連絡す

0098

る。右手続に依らないで現地に赴いた民事部職員が知事の出席
を要求した場合には、知事の都合次第で無理に出席するに及ば
ないと言う事に決め、其の旨各府県に内報した。」
三、連駐軍側に対するクリスマス・プレゼントについて各府県で同
一歩調をとったから連調で斡旋して欲しい（兵庫県）
この問題は連調の介入すべきものでないと想われる。たゞこの
種費用はあるべく節約するよう各府県で車合せをされることは
差支えないと思す。

四、米国軍人軍属と婚姻する日本婦人に對する現地地警察の身分証
明に關し神戸連調係官から本年十月五日附極東軍司令部回章第
五一号に基き説明があり、幹事長から大阪、京都、神戸の各市
警に於ける本件發給申請状況を質問した処、大阪一五〇、京都
二〇、神戸四〇件程度であるとの事であつた。

写送付先、京都及び神戸連絡調整事務局

連絡調整事務局

RA'-0152

0251

0100

0099

昭和二十六年一月一日現在

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA' -0152

0252

國津山伊小新國大間照山間近久高黒前藤山川大
久
分島中藤岩井友保庭木根瀬沢保橋金田原田合江
謙文德 四鹿 清建敏吉 進吉里泰正末忠壽
之
吉治二信郎助直夫爾雄男一一造美美夫作雄人

0102

刀 田永林崎谷木内田村原間藤崎藤暮吉
喜春與泰平四長泰龍龜富英嘉洋保
平 鳥四 三
豊 博松尙作郎治市郎富治郎藏一市吉男

0101

事電氣通信事務官東北電氣通信局營業部長
労働基準監督官宮城労働基準局監督課長
建設技術官東北地方建設局工務部長
經濟安定事務官仙台管区經濟局久長書記室長
外務事務官東北連絡調整事務局
青森県事務吏員青森県涉外課長
岩手県事務吏員岩手県涉外課長
山形県事務吏員山形県涉外課長
秋田県事務吏員秋田県知事官房涉外課長
新潟県事務吏員新潟県涉外課長
福島県事務吏員福島県総務部涉外課長
宮城县事務吏員宮城県総務部涉外課長
日本専売公社員仙台市總務部長
日本専賣公社仙台地方局祕書課長
阿伊内金渡石武千横宮横深黒信
部藤海兒辺井田葉山川田井田田
計修幸真二忠慶太浩定俊
三助悅一郎彪郎茂藏敬郎三雄久

0104

0103

○東海北陸連絡調整事務局長官有山吉高勝石中真小松小糸吉味青高柴小青
崎安内橋橋原沼田村林崎川畠柳村辻藤野幡木
治和喜喜隆堅英次次精哲信順富武秀嘉武和治
喜喜三一章夫美夫都夫亨雄勤穂次登去國而夫和理

0106

0105

0108

0107

吉掛多塙 桃阿青羽村永安江近重山水飛鳥
岡田賀田 井部木藤田井西崎藤政中橋田
龜義末 直五重榮 勝正千 庸一武喜
太 四 比
茂郎高平 美郎臣市実郎道準功德朗古一

0110

滋原川浜黒田藤吉宮吉櫻佐山奥瓜福篠井加小
谷 濱本濱中沢田島田村藤中村田田尾本見田
忠章孝光 言宜信管季喜駿英政弁龜敏光文
二 二 太
亮明一作雄功雄郎谷二一雄一雄之郎市雄郎三

0109

15

井久山川吉中原上塩小山植荒前蕭稻鈴杉細

0114

小和鈴 兼佐 藤 德 早 吉 江 潤 栄 秋 伊 野 田 大 津 井 真 原 田
久
沢 田 木 子 藤 永 田 雄 田 谷 田 元 林 間 村 永 秋 上 田 中
太 鉄 秀 勝 建 秀 英 俊 次 初 綾 金 午 信 為 龍
郎 雄 武 夫 也 一 夫 夫 中 雄 吉 勇 稔 郎 收 陸 郎 郎 一 章 夫

0113

RA' -0152

25

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立公文書館 アジア歴史資料センター

日本文書館ラボ歴史資料室
Japan Center for Asian Historical Research

17

同同同同同同同同同同同同幹

郵政事務官	九州地方建設局企画部長
熊本郵政局人事部長	大分県総務部長
福岡市助役	佐賀県総務部長
福岡市務員	佐賀県事務員
鹿児島県副知事	宮崎県総務部長
長崎県事務員	宮崎県事務員
福岡市務員	佐賀県事務員
日本専売公社社員	佐賀県事務員
経済安定事務官	佐賀県事務員

佐小坂工保確澁松立土三松野浦
山建村藤岡井谷田川屋浦間口浦
武芳 九武貞 一義香 文茂準次
大雄明郎久雄保男男鹿郎春二
天

0116

同同同同同同同同同同同齡 / 頭髮髮髮髮髮秀

福中正鷲原二阪吉柏緒山山築秋 荻三杉重安櫻沖
大 永路木見 宮本武方崎田山山 原好山成中井森
正俊 邦靜政久益基直四忠次 虎彌宗 忠三源
美安崇正男夫重賀郎則吉郎雄郎 雄六郎格雄郎一

0115

平作清
角
本初
曲
之於二日
吉
于
午
少
子

明した後懇談に移り平後一時三十分閉会した。

當日各幹事の發言中主要なものは左記の通りである。

一 爆發兵器の處理作業は從來各府縣で行つていたが今後特調で行うことになり十ヶ所位に作業地を指定することとなつた趣である處各府縣としては今回の鳴戸事件等に鑑みて引受けを避けたい意向が強い模様である。

二 沖繩から同情すべき理由により正式に日本に入国したものが自分の子供が病氣であつたため滞在許可期限を経過したので大阪府から外務省に對し滯在期限延長手續方を依頼したところ外務省から初めてのケトスであるから本人から總司令部の方へ陳情する様にとの回答があつたが、本人の能力からみて總司令部に陳情することは到底出來そうに思えないので今後かかる場合は外務省から總司令部に折衝して欲しい。

連絡調整事務局

0118

總督長刀

昭和二十六年二月十四日

連絡局

卷之三

123

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA' -0152

026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0119

右に對し幹事長から本件に關する一件書類の寫を當局に出して頂いて當事務局が照会することとしたい、と述べた。
其沖縄に本籍を有する女が歸國の申請をした際虚偽の申請をなし自分と「夫」の二人の永住渡航の許可を受け歸国した處男の本妻が大阪府當局へ来て自分の夫を日本へ歸国させて欲しけど申入れて來たので事情をきいて見ると前記沖縄の女はその男の妾である夫が夫婦であると申立てゝ歸國した事が明かとなつた。これは明がに同情すべき理由による沖縄渡航が婚姻事實その他を戸籍謄本等によらず本人の申立のみによる缺陷を利用してしたるのであり大阪府當局として困つてゐるが何か方法はないものか。右に對し幹事長から本件は恐らく客年十月三十一日附政令第三百二十四號第一條第五項に該當すると思われるが、結局男の本妻から民事部に陳情し、總司令部から琉球軍政部に連絡してもらつて男を琉球から強制送還してもらう外ないだらうと取敢えず回答した。

連絡調整事務局

0120

四 賠償關係のライリツビン調査團が和歌山縣に來た場合提出する書類及び賠償工場の立入許可等如何にすべきか。

右に對し前の板東委員會の經濟調査團は提出書類其他につき本省の方から種々當局に指令があつたのでこんどの場合にも從来通り何等かの指示があるものと思うと答えた。

五 朝鮮戰線に從軍している米軍將兵の現況等に關する照会が多々あるがその場合どうしたら良いか(滋賀縣)

右に關しては其の都度連絡に連絡して欲しい、連調からサウス

ウェスタンヨマンドのP.I.O.オフィサー・サリヴァン大尉に連絡してみる。

六 先日ニンボンタイムス紙上に權威ある筋からの情報として平和條約締結までの期間作戰部隊は存續するが民事部關係は廢止するだらうとの記事を見たが民事部廢止の時期その他につきお知

連絡調整事務局

RA'-0152

0262

0121

らせ願いたい。（大阪市）
右に關し幹事長から同様記事を自分もスター・ズ・アンド・ストライプス紙で讀んだが近畿地方民事部のアイオット長官は未だ本件に關しては何も聞いていない趣であると答えた。
吳の工日本部では神戸の工と一緒にになり神戸に移るため接收建物を物色中であるが、日本側に迷惑をかけたくない意向で仲々建物を見付けるのが困難の様である。（神戸市）
神戸ウエスト・キャンプに沿い新開地側にある帶狀の土地の使用申請を神戸市長の添書をつけて神戸ベレスのヨンダニヤ・セクションの方へ申請した處市長宛に許可書が下りて本人が使用者か市長が使用するかで問題になりやつと本人が使用することとなつた。然るにその土地に前居住していく地上権を有すると稱する者が自分が正當の使用者であると申出たので裁判の結果その者が有する地上権は前の占有は不法占據であるとの理由で

連絡調整事務局

0122

最初の申請者が利用することとなつた。

六當事務局からの要望事項として出席各幹事に左記事項を依頼した。

ノダレス特使の訪日と多數講和体制の進展に伴う共産党側の妨害工作の一として最近日本共産党及び其の他による全面講和投票運動が全国各地に亘り相當活潑に展開されるものと思われるが各府県における運動の状況及びこれに對する一般民心の動向等に御注意の上從來の特情の形式で隨時御知らせ願いたい。
右に關し大阪市から近畿地方民事部民間教育部ヘッド女史が同様情報を集めていふとの發言があつた。
ノダレス特使の訪日と多數講和体制の進展に伴う共産党側の妨害工作の一として最近日本共産党及び其の他による全面講和投票運動が全国各地に亘り相當活潑に展開されるものと思われるが各府県における運動の状況及びこれに對する一般民心の動向等に御注意の上從來の特情の形式で隨時御知らせ願いたい。

連絡調整事務局

RA'-0152

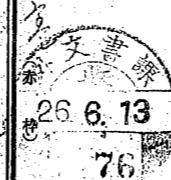
0263

クアトサ - 元帥に對し本件を陳情した。この場合警察としては在京都の軍側の機關へは事件の經過を報告したと思われるが民事部の方へは何等報告してなかつた。従つて當事務局も本件は民事部から照会を受け始めて知った様を次第であつたが今後かかるケースはからず民事部及び當事務局へも報告願いたい。

連絡局

地方課長

連絡調整事務局



0124

近連本第三三四號
昭和二十六年六月十一日

外務大臣 腰

第十四回近畿地方連絡協議会第二部会幹事会
開催に關する件

三月八日前十時から大阪中央放送局會議室において地方連絡協議会廢止に伴う本件最後の會議を開催したから概況左の通り報告する。

をお當日は特に近畿地方民事部長官アイオット大佐が出席し簡単な挨拶を行つた。
アイオット大佐の挨拶要旨

近畿地方民事部が機能を停止したことについては今更新しくこそ申しあける必要はないと思う。たゞ一つおことわりしたい事は今後大阪にシビル・アフエアースと謂う名稱の機關がなお

近連調整事務局

0264

0123

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RA'-0152

0125

當分の間廢ることである。それは今迄の民事部の財産の一部を引継ぐ便宜の爲である。従つて新しいシビル・アフェアーズの業務としては警察予備隊の顧問の役割のみであり、今までの所謂民事業務とは全然無關係である。切替先の時期は私がとの土地を去るか又は新しい地位につくときである。この機会に今まで皆様が多大の協力と援助をされた事について感謝の意を表したい。

会議内容

先づ本官から地方連絡協議会の廢止、近畿地方民事部機構縮少及び地方連調の將來について説明の後午前中本省土屋調査局長のマ元帥更迭事情及び講和問題についての談話が行われた、同局長の談話は出席各幹事に多大の感銘を與えた模様である。午後は幹事長から主として最近中央及び地方における涉外事項中参考となるべきものを本省及び各地連調からの資料に基き説明し次いで懇談に移り午後二時三十分閉会した。

當日の各幹事發言中主要なものは左記の通りである。

大分前の話であるが神戸で人夫が進駐軍のために殺されたり

(赤枠)

(赤枠)

0126

レズがあつたが、その人の妻が神戸をスペシャル・サテビスに勤務してゐる關係上同スペシャル・サテビスの係官に事情を説明、近く傷害見舞金が掛るとほづでいるが可能性如何。これに對し幹事長から同事件をスペシャル・サテビスで取扱うのはおかしい。本件は當然正直、且つの方際外ジイムを提出すべきものであると思われると答えた。

右に關連し和歌山縣から米軍兵隊が川に落ちたのを助けた時川底にあつたガラスの破片で足を怪我して未だ癒癒らずに困つてゐる人がある。この件についてはさきに連調經由民事部へ陳狀済である。和歌山市奈良では夜おそく米軍人一玉に亘り車が歸隊の時刻に間に合わすため民間のがれまわにある自動車の貸出を要求する事が多々あり先日或る車が貸出を受けた自動車を自ら運轉中電極衝突多額の損害を興したので右賠償方奈良憲兵隊へ陳情したが憲兵隊員の犯した事件である關係上握りつぶしたもので何等の回答に接して來ないので近くギヤンフ大

連絡調整事務局

(赤枠)

RA'-0152

0265

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

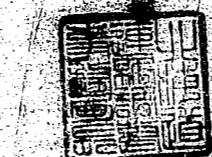
連絡局 地方課長

北運調第三函一號

昭和二十六年七月四日

北海道連絡調整事務局長 林

大臣 吉田 茂殿



0128

書類
26.7.9
352

北海道地方連絡協議会閉止措置に関する件
去月二十九日当市、町村會館において地方連絡協議会令廃止
に基づき当地方連絡協議会の最終會として委員會を開催し、事實
より地方連絡協議会令廃止の経緯を報告すると共に併せて本道
への米州師團來駐並に地方民事部機構縮少後ににおける米側との
連絡状況及び連絡策等について説明を行つた。
席上、國警札幌管区山田本部長は委員一同に代り、今迄当地方
連絡協議會が貢献した成果について謝意を述べると共に、今後共

右に對し本官から本件は一般在外資産の補償問題として日本
國家が取上げるべき性質のものであるが戦後賠償指定等をり
付た民間の工場等で右期間中に操業を停止した損害もこの種
の如きに入るので實際問題としては補償が實現するかどうか
分らぬいが原則論としては當然國家の責任であるから日本政
府で補償すべきものと思われる。と答えた。

（赤字）
寫送付先 神戸連絡調整事務局

連絡調整事務局

0127

0266

RA'-0152

記		A' 10.0.10 7106			
分類		電 信 案	電 送 第 號 昭和 年 月 日 前後 時 分 發	主 管 文 書 課 長 <i>文書課長</i>	連 絡 調 整 事 務 局 <i>連絡調整事務局</i>
電 信 案		件 名 地 方 連 絡 協 議 會 開 會 計 劃 案	主 管 文 書 課 長 <i>文書課長</i>	連 絡 調 整 事 務 局 <i>連絡調整事務局</i>	
外 務 省		記 錄 件 名 外 務 省 連 絡 協 議 會 開 會 計 劃 案	記 錄 件 名 外 務 省 連 絡 協 議 會 開 會 計 劃 案	連 絡 調 整 事 務 局 <i>連絡調整事務局</i>	
七 月 十 七 日 付 協 三 合 字 一 六 七 六 号 信 函	八 月 二 十 九 日 付 協 三 合 字 一 六 七 六 号 信 函	署 名 北 海 道 青 森 、 山 形 、 千 葉 、 大 阪 、 石 川 、 富 山 、 福 井 、 長 崎 、 新 潟 、 新 潟 府 、 新 潟 縣 櫛 原 郡 長 岡 市	署 名 北 海 道 青 森 、 山 形 、 千 葉 、 大 阪 、 石 川 、 富 山 、 福 井 、 長 崎 、 新 潟 、 新 潟 府 、 新 潟 縣 櫛 原 郡 長 岡 市	署 名 北 海 道 青 森 、 山 形 、 千 葉 、 大 阪 、 石 川 、 富 山 、 福 井 、 長 崎 、 新 潟 、 新 潟 府 、 新 潟 縣 櫛 原 郡 長 岡 市	署 名 北 海 道 青 森 、 山 形 、 千 葉 、 大 阪 、 石 川 、 富 山 、 福 井 、 長 崎 、 新 潟 、 新 潟 府 、 新 潟 縣 櫛 原 郡 長 岡 市
0130	0129				

時この種連絡會を開催し緊密なる連絡をとつて衙門たい旨要
望があつた。
なお、本委員會に引続き、在札米國副領事田・山・本木
ン氏の出席を得、本官より紹介の後懇談したが、その懇談
は最近のリフデウエイ最高司令官一行による本道の視察にふれ、
本道に對する總司令部の関心の深甚なる事を說いた。
因みに当地に本協議會設置以來の開催委員會四回、幹事會二十
四回であり、委員會は當地開催の當地官公署首長會議と委員が
概ね同一のため、特に開催の必要が認められなかつた次第であ
る。
右御報告する。

0131

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

日本古文書研究センター
Japan Center for Asian Historical Research

RA' -0152

0268